

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成25年6月10日(月) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藤田尚美君 |
| 2番 | 秋山泉君 |
| 3番 | 尾野政子君 |
| 4番 | 村松昇平君 |
| 5番 | 市川圭一君 |
| 6番 | 小松崎伸君 |
| 7番 | 山越守君 |
| 8番 | 沼田和利君 |
| 9番 | 諸橋太一郎君 |
| 10番 | 宮崎智君 |
| 11番 | 杉森弘之君 |
| 12番 | 須藤京子君 |
| 13番 | 黒木のぶ子君 |
| 14番 | 板倉香君 |
| 15番 | 柳井哲也君 |
| 16番 | 中根利兵衛君 |
| 17番 | 田中道治君 |
| 18番 | 石原幸雄君 |
| 19番 | 板倉宏君 |
| 20番 | 遠藤憲子君 |
| 21番 | 鈴木かずみ君 |
| 22番 | 利根川英雄君 |
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

| | |
|------------------------|-----------|
| 市 長 | 池 邊 勝 幸 君 |
| 副 市 長 | 野 口 憲 君 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 君 |
| 市長公室長 | 川 上 秀 知 君 |
| 総 務 部 長 | 滝 本 昌 司 君 |
| 市 民 部 長 | 坂 野 一 夫 君 |
| 保健福祉部長 | 清 水 治 郎 君 |
| 環境経済部長 | 坂 本 光 男 君 |
| 建 設 部 長 | 益 子 政 一 君 |
| 教 育 部 長 | 吉 田 次 男 君 |
| 会 計 管 理 者 | 高 島 町 子 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 土 井 清 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 結 速 武 史 君 |
| 市長公室次長 兼政策秘書課長 | 吉 川 修 貴 君 |
| 市長公室次長 兼人材育成課長 | 藤 田 聡 君 |
| 総 務 部 次 長 兼 監 理 課 長 | 中 山 弘 晶 君 |
| 保健福祉部次長 兼社会福祉課長 | 高 谷 寿 君 |
| 保健福祉部次長 兼医療年金課長 | 藤 田 幸 男 君 |
| 環境経済部次長 | 八 島 敏 君 |
| 建 設 部 次 長 | 沼 尻 輝 雄 君 |
| 建 設 部 次 長 | 加 藤 晴 大 君 |
| 建 設 部 次 長 兼施設整備課長 | 山 岡 康 秀 君 |
| 教育委員会次長 兼教育総務課長 | 中 澤 勇 仁 君 |

1. 議会事務局出席者

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 滝 本 仁 君 |
|---------|---------|

書 記 中 根 敏 美 君
書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成25年6月10日（月）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（山越 守君） 初めに、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美でございます。

一般質問に入る前に、訂正をお願いいたします。1問目の「モアル検査」を「モアレ検査」に直してください。

それでは、通告順に従いまして一般質問に入らせていただきます。

初めに、脊柱側弯症の早期発見のため、学校検診にモアレ検査の導入についてであります。

背骨は正常な状態であれば真っ直ぐに伸びていますが、脊柱側弯症は側方に湾曲していたりねじれている状態です。初期においては痛みがないので、発見が難しいのであります。ある程度成長してしまってから、気がつく場合が多いのが現状であります。X線を見ると、脊柱が曲がっていることがわかるのですが、子供たち自身がこうした脊柱の状態を自覚するにはどうしたらいいのか考えてみると、なかなか日常生活の中では意識して観察をしていかないと難しいようであります。そのため、ある程度成長してしまってから気がつく場合が多いようです。肩やウエストの高さが左右で違うなどの外見上の問題のほか、高度の湾曲になると胸の圧迫と変形による呼吸器障害、循環器障害など、内臓にも影響が及びます。

原因はいまだ不明であります。発症時期を調べてみると、乳幼児側弯症、学童期側弯症、思春期側弯症に分けられ、その中で思春期側弯症が多く、小学4年生から中学3年生までの間が特に注意が必要だということがわかりました。また、およそ1.7の割合で女子に

多く発症しております。

この病気は早期発見することで、専用の装具をつけて脊柱が曲がることを抑えられるが、病気の存在自体を知らない保護者も多く、症状がある程度進行してしまってから発症に気づく場合が多いのが現状であります。

専門家の話によると、触診、視診だけだと見落とす可能性があると言われておりました。モアレ検査は、X線を使用せずに体の凹凸を映し出す特殊な写真による測定法であります。モアレ検査の導入を、千葉市の小学校や大阪府貝塚市の小学校が始めました。

牛久市において、脊柱側弯症に関する学校検診の実施状況について、また早期発見に有効とされるモアレ検査の導入についてお伺いいたします。

次に、子宮頸がん対策についてお伺いいたします。

ことし4月より、公明党の国と地方のネットワークで早くから問題提起していた3ワクチンである子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の定期接種化が実現いたしました。

子宮頸がんワクチンは、女性の健康をサポートする上で大変重要であります。子宮頸がんはその他のがんと異なり、原因が解明されております。子宮頸がんの原因は、ほぼ100%がヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスの感染であることが明らかになっております。

子宮頸がんの原因である発がん性HPVは、全ての女性の約80%が一生に一度は感染していると報告があるほど、とてもありふれたウイルスであります。ヒトパピローマウイルスが発見されたのは、1983年のことです。これにより、女性のがんとして世界では2番目に多い子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの一種が子宮頸部に感染することにより発症することが明らかになりました。HPVは、100種類以上のタイプがあります。このうち約15種類は、子宮頸がんの原因となることが多いため、発がん性HPVと呼ばれております。中でもHPV16型と18型と呼ばれる2種類は、子宮頸がんを発症している20歳から30歳代の女性に見つかっております。

HPVにはハイリスク型とローリスク型があり、子宮頸がんを引き起こすのはハイリスク型のみであります。また、ハイリスク型に感染しても、90%以上は体内から自然消失するため、子宮頸がんに進展するのはごくわずかであると言われておりますが、しかし年間約8,500人の女性に発症し、約2,500人の方が亡くなっているという推計がされております。死亡に至らない場合でも、子宮摘出により妊娠や出産ができなくなる場合もあります。子宮頸がん検診を受けることにより、がんになる前に発見することが可能になります。

金沢市は、ことし5月より全国に先駆けて年1回の子宮頸がん検診時に、希望者にHPV検査を実施しております。公的検診に取り入れたのは、初めての取り組みだそうです。検査は、

細胞に感染しているHPV遺伝子を調べます。細胞診で細胞の核が異常な形をしている細胞を異形成と呼び、異形成はHPV感染がほぼ100%関係していることがわかっております。

平成25年度がん検診推進事業実施要項の中にはHPV検査検証事業があり、HPV検査を希望する者に対してHPV検査を実施するための費用を補助する事業であります。この事業を実施する上で満たすべき事項があり、厚生労働科学研究と一体的に進めることによりHPV検査の子宮頸がん検診としての効果や不利益の大きさ等の研究への協力の依頼を予定しているとありました。

牛久市として、子宮頸がんの対策をどのようにお考えでしょうか。子宮頸がん検診クーポン事業の受診率、予防ワクチンの接種率をそれぞれお伺いいたします。また、子宮頸がん検診受診向上のための取り組みについて、HPV検査の導入についてお考えをお伺いいたします。

次に、危ない斜面を安全な水平面に再生する全天候フォレストベンチ工法の導入についてであります。

日本は豪雨や地震、津波など、自然災害に多く見舞われる国であります。国土の7割は山地であり、多雨な気候と地震から年間1,000件もの土砂災害が発生しております。最近の異常気象と言われる局地的豪雨を克服するのは、難しい情勢となっております。

全天候フォレストベンチ工法とは、コンクリートを用いないことを最大の特徴としております。軽量の透水性の土と、アンカーの引張力との力学構成により、斜面の防護を図る工法であります。具体的には斜面段切りを施し、それぞれの段にアンカーされた鋼棒で引っ張られた垂直受圧板を立て、切り取られた面と受圧板とでつくられる空間に土砂を埋め戻し、地盤からの摩擦力やアンカーの引張力などで不動状態が確立された、強固な階段状の土壌壁を築きます。段切りされた土の水平面は雨水を自由に浸透させ、透水性の受圧板や内部に設置した有孔管から排出するので、土壌壁は天候に左右されない安定性があります。また、植樹することで自然の保全再生ができることもメリットであると考えます。この工法は無駄のない引っ張り構造で、軽量と弾力性を備えており、土の水平面が森の生命を迅速に再生し、根の引っ張りの力が恒久安定を可能にします。美しい景観と平地の魅力により、災害の発生を未然に防ぐことができます。

そこで、牛久市の中には、危ない斜面と認識している箇所はありますでしょうか。また、このように防災機能と環境機能の備った全天候フォレストベンチ工法の導入についての御見解をお伺いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 藤田議員の子宮頸がん対策についてお答えいたします。

現在牛久市の子宮頸がん検診は、国及び茨城県の子宮がん検診実施指針に基づき、20歳以上の女性が年1回検診を受けられるよう検診料金の助成を行うとともに、集団と医療機関を選択して検診できる体制を整えております。

子宮がんは、定期的に検診を受診し、早期発見することで約7割は完治するというにもかかわらず、全国的に子宮がん検診の受診率は28.7%と低迷しております。このため、国は平成21年度より受診率50%を目標に掲げ、がん検診推進事業を柱にした全国規模での無料検診を開始いたしました。この事業は、対象者を20歳・25歳・30歳・35歳・40歳に限定し、子宮頸部検診無料クーポン券を配布することで、受診率向上を推進するものであります。

クーポン事業が開始された平成21年度の牛久市の受診者数は約3,000人で、前年度比3%増加いたしました。受診率は約10%にとどまっています。そのため、24年度にクーポン券対象者への受診場所調査を行ったところ、約30%の方は職場でがん検診を受診されているという結果が得られております。このことから、牛久市全体の受診率は約40%程度と推計されております。

こうした状況を踏まえまして、牛久市としましては集団検診での受診体制を充実させるため、検診時に小さなお子さまをお預かりして、子育て中の方の受診環境を整えております。また、今年度は日曜日の検診を予定しており、平日は仕事などで医療機関検診を受診できない方にも受診の機会を設定いたしました。また、医療機関検診の継続した受診を促すため、受診された方の結果を送る際に、次年度の受診券も送付しております。

平成25年度より、国では子宮頸がんの発生とHPVウイルスの関係に注目し、厚生労働科学研究の一環として子宮頸がん検診と同時にHPV検査を実施して、その効果や不利益の大きさ等を検証する事業が開始となっております。HPV検査導入については、国の研究結果や費用対効果等を踏まえながら検討してまいります。

引き続き、子宮がん検診の意義や早期発見の啓発を継続するとともに、対象者への個別通知やより多くの方の受診しやすい検診体制の充実を推進してまいります。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問1番、脊柱側湾症にかかわるモアレ検査の導入についてお答えいたします。

牛久市では、学校保健安全法に基づきまして、児童生徒の健康保持を図るために、学校医などによる健康診断を就学時及び毎年5月から6月に実施しております。その中で、脊柱及び

胸郭の疾病及び異常の有無につきましては、内科検診時に学校医の視診及び触診により診察を行い、疾病の疑いがある児童生徒に対し専門医への受診指導を行っております。平成24年度の検診結果では、脊柱側湾症及び疑いと診断された奨学生が5名、中学生が4名となっており、各校より保護者へ通知し、専門医の受診を指導しております。

モアレ検査はモアレ式体型観察装置を用いた撮影による検診の方法で、脊柱側湾症の早期発見の有効な手段として、千葉県など導入している自治体もございます。しかしながら、モアレ検診のための機械の新規製造が終了し、新たな検診方法の導入の検討も予想されるため、関係機関と協議して検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 藤田議員の危ない斜面を安全な水平面に再生するフォレストベンチ工法の導入についての御質問にお答えいたします。

新地町の急傾斜の斜面につきましては、茨城県の急傾斜地区の指定を受けている箇所であり、茨城県に対して斜面の保護対策が必要な箇所として要望しているところであります。また、この対策に講じる工法としましては、斜面の高さや角度、土質など、現状によりさまざまな工法が考えられます。今回の御提案のフォレストベンチ工法もその中の1つと考えられますが、工法の選定に際しましては、ボーリング等を含む現地調査を行った上で、安全性や施工性、並びに経済性等を総合的に比較検討した上で決定することとなりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 次に、13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） 皆さん、改めましておはようございます。会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。

通告に従いまして、順次質問をいたします。

最初に、市民要望に対するフォローアップについてであります。

ますます多様化する市民ニーズに対しどのように対応するのかで、市民が満足するのかわからないのかということを、総合的に論じていきたいと思っております。

過去に読売新聞社が行った地方自治に関する世論調査で、国民の多くが身近な自治体で自分たちの意見が行政に反映されていないと感じ、税負担に見合うだけの行政サービスを受けてないと、6割の方たちが不満であるとの結果が出ています。その意味では、13年度の国民負担率が40%となり、財政赤字は国におきましては1,000兆円ということなのですが、それを加えれば国民負担率が53.2%ということなので、税の負担感と行政サービスの満足度とは今後ますます乖離していくと思われまふ。が、しかし全国786市の自治体では、日々ど

う市民ニーズを的確に判断し、限りある財源の中で、より多くの市民の意をくみ取り、具現化に向け苦心をし、努力をされているという実態ではあります。

しかしながら、幾ら一生懸命努力をしていると言っても、納税者である市民に評価され、満足されなければその意味はなく、逆に不満が発生する事態となりかねません。とは言っても、各所管や事業においておのずと市民サービス範囲が限定される場合もありますが、可能な限り時代とともに柔軟に市民サービスをしていただきたいと期待しているところでもあります。

そのようなことから、過般牛久市が実施しましたところの耐震診断に対して、その診断結果では修繕や修理が必要となる場合があります。その際、どこのどの業者に頼んでよいのかわからず苦労したということから、できれば信頼できる業者の一覧表があればこの方たちも悩まずに済んだと考えられるわけです。今後とも、このような類似の事業に対し配慮と一歩前進した市民サービス等ができるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

また、市長への手紙についても、多様な意見や要望が多く寄せられていると考えられますが、市長への手紙となると直訴的な要素が感じとれることから、意見や要望をすぐかなえてくれる手品師か魔法使いであるかのごとく錯覚され、意見や要望に対し満足のいく回答でなければ、市長の誠意が感じられないというような指摘も起こっております。

同様に、内容によっては市民が直接市役所へ来庁し、相談やさまざまな要望をされることと思いますが、その要望の内容によっては即答が難しい場合も多くあると考えられます。その場合の事後報告も含め、市長への手紙の対応と市長の立場を考えた場合、そのような市民要望についてどのようなフォローアップをされているのかをお尋ねします。

次に、きめ細かな市民サービスとして、年1回は粗大ごみの回収についてを質問したいと思います。

御存じのとおり、牛久駅を中心とした住宅地域は超高齢化となり、ひとり暮らしの方々も大変多くなっております。高齢になると、少なからず足腰にふぐあいが生じ、御自身の移動にも苦労されるとのこと。また、そのような高齢者ばかりではなく、近ごろ60歳を過ぎるとぼちぼち終活ということで身の周りの整理を始める方がおります。その方が車等に乗らない場合、30センチメートル以上のものが粗大ごみということなので、市指定のごみ袋には入らない。1個や2個ならば、現在施行されていますようにお金を出してステッカーを張ることも可能だが、その量が多いとなかなかそれも経済的にままならないというような状況が発生しております。

そういう中で、粗大ごみに対しても配慮を、たんすのような大きな粗大ごみじゃなくて、今申しあげましたような市の指定袋に入らない粗大ごみです。そのようなものに対しても、配慮をしてほしいとのこと。なかなかたんすのような粗大ごみは、当然高齢者、女性、集積所

には運ぶことが困難であります。そういうものに対するお手伝い、どの辺まで市はしていただけるのか。あるいは、年1回の粗大ごみに対して、無料等で回収するというようなことは考えられるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

3番目の質問といたしまして、新教育長の教育に対する考え方についてを質問したいと思います。

これから、染谷新教育長には牛久市における教育行政のトップとして、牛久市の教育を牽引していただくことになりましたが、今まで指導課の管理者として、また現場の校長として大変実績が抱負な方なので、今後を期待しているところではあります。そうした中先日の教育長の所信の答弁でも、前任者からの心の教育と学び合いを基本とした理念は継承されることでしたので、これからも牛久市の児童生徒は人格形成と知識力のある、バランスのとれた子供たちに成長されていくものと信じております。

さて一方では、子供たちの置かれている家庭環境での経済格差が、学力の格差につながっていると言われていたこと。決して、貧しいから学びの意欲が低いということではなく、問題なのは経済格差からなる相対的貧困の家庭が非常にふえ、最近の調査では6.5人に1人がこの相対的貧困の状態であるとの結果が出ております。

言うまでもありませんが、染谷教育長は現場において今までさまざまな事例を見たり聞いたりしていると思われ。この経済格差の背景には、非正規雇用の増加と母子・父子家庭がふえ、低い給与水準での生活を余儀なくされていること、しかも賃金が安だけでなく、休暇や残業などの労働条件も悪く、精神的にも肉体的にも非常に余裕がなくなっている。その分、子供たちの家庭における環境も悪化していると言われます。

当然ですが、2002年から始まったゆとり教育が2011年には小学校で、2012年には中学校で廃止されると同時に、知識偏重型の新学習指導要領となりましたが、学習内容についていけない子も数多く発生していると聞いております。しかし、そうした子供たちは学習塾などに行かれる経済力はないことから、どんどんとその子たちは消極的な人格になってしまうと伺っております。

ところで、貧困と聞くとイメージするのは発展途上国でのストリートチルドレンや児童労働などですが、OECDでは貧困は子供が所属する社会の中での困窮の実態を言います。つまり、人は社会的な存在ですから、所属する社会の中で一人一人がどのような立場に置かれているかの尺度での捉え方です。例えば、通いたい高校があるとしても、遠いので定期券が買えないので諦めざるを得ないとか、ミットが買えないから部活はしないと、みんなと一緒に修学旅行に行きたいけれども、積み立てができないので諦めるというような環境に置かれた子供たちが多くなり、将来への夢を自由に描くことができなくなっていると聞いております。教育行

政のトップとして、染谷新教育長は子供が夢を描ける公教育の役割をどのように考えられるのでしょうか、お尋ねいたします。

また、教育に携わる人は知的学習なので、統制的な指導はなじまず、自主性や主体性を尊重した指導のほうが効果的な現場教育ができると言われますが、これから染谷教育長はどのような指導をされていくのでしょうか。

そして、教育委員会の改革ですが、改革が議論され出しました今の教育委員会制度についてはよく工夫された仕組みで、首長が教育委員を任命できる一方で、一気に変えられないという仕組みになっており、よいことをするためにすぐに変えられるというのは、悪いほうへもすぐに変えられるということなので、大人の都合で子供を振り回すことがないように配慮された現システムであります。ですから不易流行、安定性と民意と教育現場と調和を保つことのできる統治構造となっておりますが、教育委員会改革についてはどのように考えられるのか、あわせお尋ねしたいと思います。

最後に、市長の政治姿勢についてお尋ねします。

先月の12日、私もその場に出席しておりましたが、田宮行政区の新旧役員の懇親会におきまして、市長は挨拶の中で「市役所の職員が水戸地検に呼ばれていた」とか、そこに同席していた退職した職員の固有名詞を呼び、「誰々さんも呼ばれたよな」と発言し、挨拶が終わってから「ああ、これですっきりした」と言っておりましたが、市長は少なからず8万3,000人の牛久市民の代表者です。その市長が、退職した職員とはいえ、かつて一緒に政策や市民のサービスのために御苦労された人たちの固有名を呼び、また現役の職員たちが検察庁に呼ばれていたことを市民の面前で軽々に発言することについて、なかなかその言動と行動は理解しづらく、また市長の政治姿勢に問題はないのかとの疑問を感じるところであります。

実際に、その後懇親会に出席していた数人から、「黒木さん、誰々さんや市の職員がどうして水戸地検に呼ばれなければならないような状況になっているのか」という言葉が返ってまいりました。とどのつまりは、市長が言っていたことは小坂城址に絡んだことではありますが、地検に呼ばれるような状況になっているということは、どういうことなのかということをお尋ねしたいと思います。

また、市長はどうしてあの場であのような発言をされたのかなどの電話もあり、私も返答に困ってしまいました。発言内容を改めて数点お尋ねいたします。市長は、どのような理由で退職された職員の名を呼び、そしてまた現役職員が警察署に呼ばれていたというような発言をあの場でする必要性があったのかどうかということ。それと次に、退職者や職員が検察庁に呼ばれるというような重大な嫌疑があったのか、その内容につきまして詳細に説明していただきたいと思います。それと、その呼ばれていた現職の職員と退職した職員の人数等も、ぜひお尋

ねしたいと思います。

以上について質問いたしますが、市長には質問の趣旨を外さないようにして、答弁を求めたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 黒木のぶ子議員の質問のうち、市長の政治姿勢ということで、去る5月12日に開催された田宮行政区役員の懇親会の席での私の挨拶の中で、「市の職員が検察庁に呼ばれている」というような発言をしたということでございますが、その発言はしておりません。元職が1人おりましたが、その方が呼ばれたということを申し上げております。その話の趣旨は、黒木議員がノグチビルに出入りしたことによって、実態はよく知っているはずだというふうに御理解しております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 子供が夢を描ける公教育の役割ということについて、まずお答えしたいと思います。

公立学校は私立学校と違い、家庭のさまざまな問題、地域の問題、子供の発達の問題、学力差の問題など、さまざまな問題を抱える子供たちの全てを受け入れるところからスタートしなければならないと思っています。そのような中であって、一人一人の子供たちが将来他者や社会とのかかわりの中で、職業人として、家庭人として、地域社会の一員として、さまざまな役割を担いながら自分らしく生きていく子供を育てていかなければならないと考えています。

そのために、各学校ではキャリア教育という視点を持って、人間関係形成能力とか情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力などの育成を目指しています。特に、下根中学校におきましては、学び合いの中で人間関係形成能力などを育成する研究を積み重ねており、10月には県内外に向けて研究発表会をする予定であります。

また、日々の生活の中でテストの結果や試合の勝ち負けにこだわることなく、子供たちの努力の過程を認めていく教育もとても大切なことであると考えます。そのためにも、教師や保護者だけでなく、普段最も身近にいる友達同士が互いの努力を認め合い、共感し合いながら学んでいく場面を数多くつくっていくことが大切であると考えます。子供たちが普段からかかわり合いながら学んでいく、学び合いの教育を推進していきたいと思っています。

また、教育に携わる人の自主性、主体性ということでございますが、先生方の自主性や主体性をどのように尊重していくかという点でございますが、今までは校長先生や先輩の先生方

が若い先生方に一方的に指導するという場面が多くありました。現在は、先生方が互いに自分の授業を同僚に見せ合い、そこで学んでいる子供たちの姿を語り合いながら授業づくりを進めています。こうすることで、先生たちの指導力が向上するばかりでなく、人間関係も育っています。校長先生方には、そういった先生方が学び合えるような環境づくりをお願いしています。また、今年度からは東京大学の多くの先生方にもスーパーバイザーとして、各学校の教育にアドバイスをいただいております。

教育委員会の制度改革ですが、現在は教育再生実行会議から中央教育審議会のほうに移って審議しているところかと思えます。国の動向を見ていきたいと考えています。以上です。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） それでは、黒木議員の御質問の耐震診断後のフォローアップにつきましてお答えいたします。

この事業につきましては、建築基準法の改正に伴いまして、56年5月以降に建築された民間住宅に対し、国県の補助を受け、平成18年度より24年度までに計430件の耐震診断を実施してまいりました。

議員御質問の耐震診断後のフォローアップでございますが、市としての対応としましては、耐震診断後の結果を受け、耐震性の低いとされた住宅所有者の窓口相談としまして、補強の重要性と改修工事に至るまでの流れの相談を窓口で受けております。また、「耐震改修工事の業者一覧表はございませんか」という御質問でございますが、これは茨城県にて認定しております建築士で構成されておる「耐震診断士名簿」、これを提供しております。これで、参考としていただいているところでございます。

また、窓口相談につきましては、耐震診断を受ける方はもとより、市民に多く周知できるよう、診断の受付時とホームページへの掲載をしてまいりたいと思えます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、黒木議員の市長への手紙や市民からの相談等についての対応についてお答えいたします。

牛久市では、市政に対する意見、要望、陳情、相談等を公平かつ迅速に処理するため、牛久市意見等の処理に関する規定を定め、対応しております。昨年1年間で、354件の市政に対する意見、要望等を受け付けています。内訳といたしましては、市長への手紙など郵送や投書箱に177件、Eメールが114件、直接来庁されたものが50件、電話その他が13件となっております。そして、いただいた御意見等につきましては、その全てに必ず市長が目を通しております。

御意見等につきましては、総合相談室と担当課が連携をとって、回答を作成しています。

また、回答を求めている件等は業務の参考として関係各課に送付するとともに、意見をいただいた方にもその旨を通知しております。また、市民からいただいた意見等につきましては、全庁的な意見処理システムにより職員が誰でも内容を把握できるようにしており、職員の間でも市民からの要望等を共有化し、日常業務の参考にできるようにしております。

市政に対する意見等は、市民活動課総合相談室で一元的に受け付け管理していますが、各課に直接寄せられた御意見については総合相談室で把握できていないものも一部ございました。今後は、市民活動課総合相談室が市役所全体の総合的な相談窓口となり、かじ取りをしながら各課と連携を図り、問題解決に向けて対応してまいります。各課で受け付けた意見等につきましても把握し、情報の一元化と共有化を図ってまいります。市民の方からの要望も多様化していますので、これまでの文書での回答に加え、必要に応じて担当課から事業の進捗状況や今後の方針について説明するなど、迅速できめの細かい対応をしてまいります。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） それでは、私のほうからきめ細やかな市民サービスについての御質問にお答えをいたします。

御質問の趣旨は、高齢などの理由によりごみ集積所に粗大ごみを出すことが難しい方に対して、年1回粗大ごみの回収をしてはどうかとのことですが、現在市では高齢や身体の障がいなどの理由によりごみを集積所まで出すことができない世帯のために、ふれあい訪問収集を実施しております。本年5月末で36世帯が御利用しているところです。

この制度は、日常生活に介助あるいは介護を必要とし、自由な行動が困難な人で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯を対象としており、ごみ収集と同時に声かけ等の安否確認を行っております。市では、シルバー人材センターに委託をして、週1から2回玄関先まで伺い、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、白色発泡スチロールを無料にて回収しております。

また、粗大ごみにつきましては、一般家庭と同様に有料となりますが、予約での個別収集により対応しているところです。個別収集は、駐車場、玄関先等に持ち出してある粗大ごみを収集しますが、屋内よりごみを持ち出すことができない場合はシルバー人材センター職員が屋内から持ち出して収集することもできます。

ふれあい訪問収集の受付窓口につきましては、廃棄物対策課、クリーンセンター、高齢福祉課及び社会福祉課でも手続を行うことができます。これから高齢化が進むにつれ、今後ますますふれあい訪問収集のニーズが増加することが予想されますので、きめ細やかな市民サービスに努めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） 先ほどの耐震診断後のフォローアップについて、1点訂正をお願いしたいと思います。

この基準ですけれども、建築基準法の改正に伴いまして、56年5月以降と申し上げましたが、これは56年5月以前の間違いですので、訂正をお願いしたいと思います。失礼しました。

○議長（山越 守君） 13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） それでは、再度の質問をさせていただきたいと思います。要望も含まれますが、よろしく願いいたします。

まず、市民要望に対するフォローアップですけれども、先ほども言いましたように中身によっては市民がしてほしいことと、行政としてはなかなかできないようなもの、経費はかからないけれどもそのような先ほどのちょっと柔軟に考えればできるような、そのような内容に対して今後の考え方を再度伺いたいと思います。

きめ細やかな市民サービスについてでありますけれども、本当に年々ごみはふえる一方で、大変所管の方たちは御苦労されていることは知っておりますけれども、一方ではやはりごみというのは必要なときは必要なだけけれども、不必要になるとまさにごみという形で、どんな高級なものでも要らなくなるわけなので、そういうときに今の粗大ごみの回収について、もうちょっと簡略化できないのかどうかということですね。ステッカーを買って、それを張って、1週間前に連絡をしてとか、いろいろいろいろと煩雑な手順がありますので、その辺についてもうちちょっと簡略的なものが、今後の課題でもあると思いますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

新教育長の考え方に対する質問に対してですけれども、本当に新しく教育長になって、このようなぶしつけと思われるような質問、大変申しわけないと思っておりますけれども、やはり市民の人たちは今御存じのとおり少子化なので、1人あるいは生まない人もいますけれども、1.4ですか、ちょっと上がりまして。そのような中で、少ない子供たちを大事に育てたいという観点から、大変教育に市民の方たちは関心を示しておりますので、そのような今後の期待も含めまして質問いたしました。これはぜひ民意と教育界と一緒に頑張って素晴らしい教育をしていただきたいというような要望ではあります。

次に、市長の政治姿勢についてでありますけれども、あの場に32人の地域の方たちが居合わせておりました。そういう中で、市民の前で市長発言はどのように理解すればよいのかということで質問しておりましたけれども、ノグチというような先ほど答弁では出てきましたけれども、そのような言葉は一切私のほうにも聞いておりませんが、何よりも32人が聞

いておりますので、ここでどうこう言う必要性はないと思います。

それで、お聞きしたいということは、執行部にお尋ねしたいと思います。水戸地検に呼ばれたという事実はあるのかどうか、その辺について再度お尋ねしたいと思います。呼ばれて、当然理由はあるわけですから、その理由についてぜひ詳細にお伺いしたいと思います。

以上で再度の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 黒木のぶ子議員の再質問のうち、私の政治姿勢についてということで、過般の田宮行政区での役員会での発言、いろいろ話の中で出たわけでありますが、元職の方が約2年前に水戸地検に呼ばれたということで、その趣旨でございます。そして、その元職の言葉によると、その市民クラブの方が訪問されたビルのオーナーである会長に、元職の携帯電話に「お前、覚悟しておけよ」というように脅しと受けとめられる発言の電話があった。そして、「その後、私の携帯番号を知らないはずの水戸地検から電話があって、呼び出しがあった。私は、現職のときのことについて堂々と当たり前のことを、ただ質問については答えてましたよ」という趣旨のことでございます。

現職の今の市の職員が水戸地検から呼ばれている事実はございません。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、市民要望に対するフォローアップについての再度の御質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で少し触れたんでございますが、市民からの要望も多様化しておりますので、必要に応じまして適宜対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 粗大ごみ等の手続等の簡略化ということの再度の御質問でございました。

先ほど答弁の最後のほうでもお話ししましたように、今後ますます高齢化が進んでいく中で、ふれあい訪問収集という事業の必要性というのはふえていくと思います。そういうことから、関係する部署と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 皆様、こんにちは。日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、牛久市の図書館・図書室について、生涯学習センター文化ホールに飲食ができる施設の設置を、難病患者へのサービス、地元産小麦を使っての学校給食にパンの導入のことに
ついて質問をいたします。

初めに、牛久市の図書館・図書室についてです。

統計うしく（平成24年度）によりますと、牛久の中央図書館は平成5年4月の開館以来
20年を迎えております。市民の学習、社会教育、情報発信の場として、多くの市民が利用し
ていることは御存じだと思います。開館時間が朝9時から夜9時までなので、働いている方も
利用しやすいと、近隣の市町村からの利用者もふえてきていると聞いております。

その中央図書館の図書収蔵能力は、来館者が自由に本の閲覧等ができる開架部分で12万
冊、書庫に収められていたものを閲覧要求に応じて収納している開架部分、こちらが10万冊、
合計22万冊となっております。資料の保有状況、大変この数字からははかり知れない数字が
見えておりますが、書庫の収納も限界に近づいているのではないかと考えられます。初めに、
この中央図書館の現在の蔵書数、また来館者数をお尋ねをいたします。

そのような状況も踏まえながら、私どもが行いました市民アンケートで、エスカード分館
の廃止につきまして多くの方が意見を寄せております。少し御紹介いたします。70代の男性
からは、「エスカード分館が廃止になり、調べたいことがあっても中央図書館まで行かなけれ
ばならず、自転車に乗れないので不便だ」。

70代の女性は、「4階から1階に移転し、2年しか過ぎていないにもかかわらず、この4
月に2階に移転、全くもって計画性がない。数百万円の予算を使って、無駄遣いである。さら
に、図書館としてのサービスも低下してしまった。高齢者の生涯学習をおざなりにしている。
図書館は、本を貸し出して返却できればいいのではない。子育て支援も大切だが、1日中太陽
の当たらない蛍光灯の下で保育することが、本当の子育て事業だろうか。駅に近ければ、それ
でよいではないか。考えてほしい。図書館は、高齢者だけでなく、子育て世代、働く世代、赤
ちゃん、子供も含め全ての人に対する情操教育であると思う。代がえの場所をつくればいいと
いうものではない。誰でも利用しやすい場所に図書館をつくってほしい」。

そして、50代の女性は「エスカード分館は駅に近いので、読みたい本を自分で選ぶこと

ができる場所として利用していました。社会とのかかわり合いを持つ、情報の1つです。4階から1階になり、図書分館が廃止をされ、たくさんの本はどこに行ったのでしょうか。本は市の財産でもあります。移動にも、運送などの費用がかかります。さらに、移動した本のデータ入力等も必要ではないでしょうか。本来、廃止しなければかからない費用です。市民から見れば、余計な税金を使っているのと同じで、無駄遣いと映ります」。

20代の男性は、「仕事帰りに寄れた。夜7時まであいていたのも、ありがたかった」。50代の女性は、「牛久駅からすぐのイズミヤの4階にあってもよかったのではないか」、60代の女性は、「駅周辺にあったほうが利用しやすい」、このような主なものだけは紹介いたしました。

統計うしくでは、このエスカード分館の資料数は、児童書も含めて約1万2,300冊でした。そして、利用者は約1万6,000人利用していたという統計うしくの報告です。常磐線より西側地域、特に駅周辺には公的施設が少なく、イズミヤ内のエスカード生涯学習センターを多くの方が利用しております。この利用に際して、自分たちが計画をする学習の場として、また健康体操、ヨガ、趣味の集まりなど、利用者が希望する日の予約に毎月1日、イズミヤの開店と同時に講座室予約に並ばなければ、希望日の予約ができないとされています。駅前という大変利便性が高いということからも、エスカード生涯学習センターの利用率の高さを実感をしています。西側地域には、三日月橋の生涯学習センターもあります。しかし、牛久駅からは離れていますので、コミュニティーバスや車を利用しなければなりません。

このように、駅前という利便性が大変高い上に、誰もが利用しやすかったエスカード分館が廃止になったことで、市民からはなぜ廃止なのか困惑している声が多数寄せられております。中央図書館までは遠いが、エスカード分館なら駅前にあるということで、電車で来ていた方もいたようです。図書館の利用は、全ての人が対象の施設と考えます。

今回2階にエスカードプラザとして、受付カウンターの横についで立てて仕切りましたスペースにパソコンが設置をされ、本の検索、予約や貸し出しができるようになったとの説明がありました。しかし、高齢者は機械操作になれた方もいますが、ふなれな人もいます。実際に本に触れて「読んでみようか」と選んでいたものを、画面から本のタイトルだけで選べるかというところ、「よくわからないし、なかなか難しいものだと言っておりました。

12月の議会では、廃止の条例の質疑の中で「利用者の多くは高齢者や同じ人の利用が多かった」との答弁がありましたが、同じ人が利用するからとかではなく、全ての人、幅広い人たちが利用するようにすること、このことを考えるのは行政の仕事ではないでしょうか。魅力ある企画などを通して、来館者の増加を図るべきであって、利用者の声にありますように今まで利用できていた図書サービスがなくなったというのは、明らかに市民サービスの低下という

ことではないでしょうか。また、1階分館の後に、待機児解消という理由で民間保育園建設の計画が進んでおります。今回の質問は保育園ではないので差し控えますが、保育園建設ありきでエスカード分館を廃止したのではないかと、このように疑問を持つ方もおられました。

利便性の高い場所にある図書館として、私ども会派で以前に視察をしました岐阜市の市立図書館がございます。中央図書館、そしてまた分館、分室など、数多く取りそろえてありました。多くの市民がさまざまな講座に参加をし、市は利用者へのサービスの拡大を図っております。その中の1つであります、現在牛久市中央図書館でも導入されましたナクソスのミュージックライブラリー、御存じでしょうか、音楽配信です。図書館でパスワードなどを記入されました使用券をもらいまして、自宅のパソコンからも無料で音楽を聞くことができるサービスです。図書館は、図書館法9条で「社会教育のための機関、施設」とうたっております。そして、無料という大原則を持っています。人々に社会教育や生涯教育、情報などの発信を行い、市民の自己啓発の場として子供たちや大人たちの居場所でもあります。

そのような中で、現在エスカード2階で行われております本の予約貸し出し、返却、インターネット検索などでは十分に機能が果たせるのか。西側地域の市民へのサービスに対する検討はされているのか。そしてまた、分館として残す方法は検討されたのか、さまざまな観点から図書館の位置づけをどのように考えているのかお尋ねをいたします。

ひたち野うしく小学校の図書室の問題です。開放されておりますのが、ひたち野うしく小学校の学校内での図書室という大変限られた場所ですので、利用者は事前の登録、しかも親子での利用なので、せっかくの施設が活かされない、利用しづらいものになっております。管理者は、牛久市であります。施設の運営を、シルバー人材センターに委託をしております。学校の授業に支障がない日の開放ということで、地域に開かれた学校というこの側面と、また侵入者を防ぐための安全面に対する危機管理などについて、人員の配置などは十分なのかどうか。そしてまた、現在までの実績、そしてまた今後利用者の拡大についての考えをお尋ねをいたします。

3点目では、リフレ内の図書の貸し出し、返却の状況についてです。ひたち野うしく地域は、比較的若い方たちが多く住んでおります。そしてまた子育て環境、その充実を望む声も、広場の充実などを望む声とともに出されております。平成22年より、リフレの図書カウンターのサービスが開始をされましたが、郵便局の開設やリフレの地域開放などによりまして、一旦廃止となったことは、市民からの多くの意見も出されておりました。

ひたち野リフレは、子供が小さくてもまた自由な時間が少ない方でも、車の乗れない方にも徒歩で行くことができ、駅前ということからも利便性は高いと言えます。現在1階におきまして、管理業者に委託をした図書の貸し出し、返却となっております。リフレ内での図書の貸

し出し、返却の実績について、さらに今後もこのような方法で続けていかれるのか、考えについてお尋ねをいたします。

大きな2点目。文化ホール、中央生涯学習センターの利用者にとりまして、ホールやセンター内は飲食禁止であります。周辺には飲食といたしますか、軽食と考えていただければいいと思いますが、できる施設がありません。センター内やもしくは隣接地内にこの飲食ができる施設の設置を望む声が寄せられております。

最近文化ホールのイベントに参加をした折に、市民の方から出された意見です。「文化的なものに触れる機会をふやし、またゆっくりとした時間を大切にしたいと、講演会やイベントに参加をしているが、講演会や音楽会などが始まる少し前、また終わった後にでも、文化ホール周辺には友達と語らう場としてお茶など飲む場所がありません。自動販売機で飲むのは、余りにもむなしい。また、車で行かなければ、その感動等の話もできません。近くに喫茶コーナーのようなものがあれば、大変ありがたい」、このような声でした。

大がかりなものでなくても、設置となれば場所や設備等にそれなりの費用が発生し、また衛生面でも条件をクリアしなければならないことは承知をしています。文化ホール内ということに限定するのではなく、隣接地なども含めて喫茶コーナーのようなものの設置の考えはどうか。近隣では、つくば市のアルスホールの喫茶コーナー、また藤代の図書館内での福祉の店など、軽食の喫茶などがあります。障がい者の生きがいや就労にもつながり、障がい者に喜ばれていると聞きました。このような設置の考えについて、お尋ねをいたします。

大きな3点目。難病患者へのサービスについてです。

4月より、障害者総合支援法が施行されました。難病患者に対します居宅介護や補装具、日常生活用具給付など、福祉サービスの利用についてお尋ねをいたします。

この難病の定義としては、昭和47年に策定されました難病対策要綱で、「原因不明で治療方法が確立しておらず、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、さらに経過が慢性にわたり、身体的な問題ばかりでなく精神的、社会的、経済的な負担を伴うことが多い疾病」とされており。

現在、メニエール病など130の疾患が難治性疾患克服研究事業として、国が調査研究の対象としています。また、130疾患のうち、スモン、パーキンソン病など56疾患は認定基準を満たしている場合、その病気に対する医療費の一部が助成される制度があります。この疾患では、診断基準が一応確立し、かつ難治度、これは直りにくい、困難なことを言います。重症度が高く、患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと、原因の究明、治療方法等の開発等に困難を来す恐れのある疾患を対象としています。

平成23年9月から、厚生科学審議会の疾病対策部会、難病対策委員会におきまして、今

後の難病対策のあり方について検討が進められております。平成24年2月には、閣議決定されました社会保障・税一体改革大綱の中にも難病対策の見直しが盛り込まれ、平成24年8月には難病対策委員会で今後の難病対策のあり方、中間報告が取りまとめられました。

この中間報告で、難病対策の必要性和理念が述べられております。「いわゆる難病はまれではあるが、国民の中に一定の割合で発症する可能性があるもので、難病患者は治療方法が確立していない疾患に罹患する。往々にして、生涯にわたり長期間の療養を必要とし、生活面における制約や経済的負担が大きい。また、病名や病態が知られていないために、社会の理解が進んでおらず、就業など社会生活への参加が進みにくい状態となっている。このため、難病対策の見直しでは、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指す。また、患者の長期にわたる精神的、身体的、経済的負担を、社会全体で支えることを目指す」と述べております。

現在茨城県の難病対策では、一般特定疾患治療研究事業での公費負担制度で、公費負担の対象となるのが先ほど述べました130疾患のうち56の特定疾患で、医療費の助成がされております。その他では、平成24年の5月現在、難病患者等居宅支援事業で日常生活用具の給付により日常生活の便宜を図ってきました。日常生活用具給付事業は、牛久市を初め県内では20自治体が実施をしています。短期入所は8自治体、ホームヘルプは10自治体で実施をされております。この短期入所、ホームヘルプは牛久市では実施をしておりません。

一番先に述べました平成25年の4月1日より障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称障害者総合支援法、これが施行されました。今回の法の施行に伴いまして障がい者の定義が見直され、難病を有する方が加わり、130疾患が対象となりました。今回の改正によりまして、全自治体におきまして市町村が難病患者等の方たちに福祉サービスを実施する事業となります。今まで障害者手帳を持っていない方も、4月以降は医師等の診断で必要と認められる場合には、福祉サービス等を利用することができます。しかし、4月からの改正であって、難病患者等は新たに福祉サービス等の対象になっていても、本人も家族もこのサービス等の制度や具体的な内容がよくわかっていない場合があります。制度をわかりやすく説明する周知が必要と考えます。

これは2010年度の調査ですが、ホームヘルプサービス事業は146市町村で行っています。日常生活用具の給付事業は285市町村です。今回の改正により新たに申請された方が、23区全体ではわずかに7名といます。世田谷区の担当者の方は、「患者数の実態がつかみづらい」、このように申しております。対象者の把握ができていないことがわかりました。牛久市でも市の広報、かつぱメール、ホームページ等を使い、対象者に周知を図るべきと考え

ます。さらに医療機関や福祉事務所、市の保健センターにも相談場所が必要です。改正されたことが対象者に届かなければ、利用することもできません。

市がこれから行うことになりましても、対象者を把握するためにも周知方法をどのように考えているのか、また現在までの対象人数についてお尋ねをいたします。

大きな4点目。牛久市の農業拡大の1つとして、うしくグリーンファーム株式会社での小麦栽培で、学校給食用にパンを提供していく、このような説明が全協でありました。今後の方向性について伺うものです。

学校給食に地元産の小麦を使い、障がい者福祉施設でパン製造に取り組み、提供していくとの全員協議会での説明を受けました。全校では約7,000食の学校給食の数量です。この7,000食の子供たちのパンを提供できるだけの小麦生産が牛久でできるのか、大変疑問を持ったところです。将来は製粉機を購入し、地元で製粉するなど今後の展開が膨らんでおります。もともとパン用の小麦は90%が外国からの輸入です。国内で小麦をつくれるのは、北海道くらいと言われております。温暖なこの関東地方では、小麦栽培が困難だと言われております。

つくば市にあります独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構でも小麦の研究開発が進められておりまして、近隣ではつくば市、土浦市でも品種改良されました「ユメシホウ」でパンの製造をしているパン屋さんもあると聞いております。土浦のパン屋さんのお話では、「粉と水の配分、焼き加減、ミキシングのタイミングなど機構の研究員と試行錯誤を繰り返して、やっとパンが完成をした」、このように語っておりました。

牛久の農業も、隣接しておりますので同様と考えられます。長年の土地改良に取り組んでも、売れる商品として結果を出すまでには相当な御苦労があると思います。牛久の農産物で代表的なものが、「河童大根」「河童スイカ」です。これは、長年の農業者の研究と努力の結果であり、県の産地指定も受けまして市場出荷でも高い評価を受けていることは、皆さん御存じのことです。

さらに、県の補助や市からの100%の出資を受けまして、農業法人うしくグリーンファームが設立されたことで、市の耕作放棄地の解消に向けた取り組みが期待されているところです。この牛久グリーンファームは新規就農者が中心となり、耕作放棄地解消に荒れ地を耕し、種をまき、菜種をつくり、菜種油を学校給食に活用、そしてその後の廃食用油をBDF燃料にするなど報告をされております。

農業は、機械化によりかなりの工程が進みますが、機械は大変高価なものが多く、資材の提供を受けなければ仕事は進まないです。牛久の近代農業促進協議会の皆さんを通じまして、皆さんと一緒に協力をしながら取り組んでいることは承知をしております。しかし、つくった

農産物の売り先がなければ経営は成り立たず、今回うしくグリーンファームの報告を読ませていただきましたが、とくとく市、そしてまた河童大根の出荷、学校給食へのタマネギの市場を通じての出荷、さまざまなことをやっております。しかし、大変採算は厳しいのではないかと、いうふうに考えます。販路の拡大このこと、そしてまた地産地消にも取り組めるといことから、学校給食への活用が検討されたというふうに考えますが、どうでしょうか。

私は、このことが「だめだ」ということを言っているわけではありません。むしろ、大変難しいかもしれないが、小麦の生産者をふやし、栽培する農家が採算をとれる仕組みづくりに発展をしていけば、農業振興に役立つのではないかと思います。御存じのように、小麦の値段は米と違って大変安いんです。低いんです。また、今回の円安によります輸入物価、この上昇で打撃を受けているのが、国民の生活です。政府が製粉業者に引き渡す値段、少し上がっただけで、小麦関連のパンやうどんが値上がりする、このように市民生活への影響が大変大きいです。

全員協議会では、小麦の品種は「ユメシホウ」と「ゆめかおり」ということでした。どちらもパンに適した小麦とのことですが、現在までの収量について。また、先ほど7,000食と言いました。しかし、一遍には無理なのはわかっております。今後はどのくらいの収量を見込んでいるのか。そして、全部の学校ではなく一部の学校で試験的に取り入れるとのことですが、今後の方向性、学校給食でなくもっと拡大する方法も考えておられるんでないかと思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君に申し上げます。一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時48分休憩

午後 1時05分開議

○議長（山越 守君） 会議前にお知らせいたします。執行部から、一般質問に関する資料配付の依頼がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。20番遠藤憲子君の質問に対する答弁を求めます。教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 遠藤憲子議員の御質問にお答えいたします。

まず、牛久市の図書館、図書室についての御質問にお答えいたします。

初めに現在の図書館の蔵書数は、平成24年度末現在31万3,000冊であり、年間来館者数は38万1,834人です。牛久市における図書館の位置づけであります、人

と本との出会いを大切に考え、市民の誰もが気軽に生涯にわたり読書活動及び学習活動ができるような機会を提供するための図書館と認識しております。

エスカード分館でございますが、当時の図書館本館の蔵書数が3万冊であった昭和62年に開館いたしました。ことしの3月に閉館したわけでございますが、今後ゼロ歳児、1歳児を対象とした保育園として開園する予定でございます。4月からは、2階のエスカードプラザ図書カウンターにおいて、利用カードの発行及び予約、貸し出し、返却等の業務を行っております。さらに、現在牛久駅西地区にあります牛久二小、牛久小学校と連携を図りながら、モデルケースとして学校図書室を地域住民が利用できる中央図書館の分館として開館するために、安全面を含めましてさまざまな検討をしております。将来的には、全ての小学校において学校図書室を地域住民が利用できる中央図書館の分館とするよう、進めてまいります。

次に、ひたち野うしく小学校図書室の利活用の現状でございますが、子供たちが家族とともに読書に親しむ場として提供されております。しかしながら、図書室の利用条件として保護者の同伴が必要であることから、平成24年度の利用者数は年間182人となっており、利用者数が伸び悩んでいるところでございます。今後は、地域住民が利用できるように、利用条件の変更などを検討してまいります。

次に、リフレビル内の図書の貸し出し、返却の状況でございますが、現在リフレ図書カウンターでは貸し出し、返却の基本業務のみにとどめたサービスを提供しております。平成22年度はリフレビル1階出張所内に図書館業務の専門職員を配置し、年間利用者数は2,453人で、4,021冊の貸し出しがありました。平成23年度からは、リフレビル1階の管理人室に現在もサービスを行っておりますが、年間利用者数は平成23年度は1,609人、平成24年度は1,778人となっております。貸し出し冊数は、平成23年度は3,154冊、平成24年度は3,270冊となっており、平成22年度に比べてわずかながら減少しております。今後は、ひたち野うしく駅の掲示板等を利用して、ひたち野リフレサービスカウンターの業務について広報してまいります。

次に、中央生涯学習センターの飲食施設に関する御質問にお答えいたします。現在中央生涯学習センターでは、文化ホール外の客室部分のみ飲食禁止とさせていただいております。その他の多目的ホールや各種講座室などにつきましては、会議やイベントの際の飲食にも御利用いただいております。しかしながら、施設及び敷地内には飲食専用のスペースがないことから、コンサート終了後の余韻に浸ったり、各種講座の終了後に参加した同士で語り合えるような憩いの環境が整備されていないのも御指摘のとおりでございます。

茨城県内にある類似の公立文化施設の状況を見ますと、何らかの形で食堂施設や喫茶室を設けているのは11件で、約25%になりますが、民間等への委託運営方式による飲食施設は

年々減少傾向にあり、店舗撤退後のスペースには自動販売機を設置するだけの事例が増加している現状です。したがって、新規に飲食施設の整備を検討していく場合には利用者のニーズをよく見きわめ、建設コストだけでなく運営形態や施設のランニングコスト、再利用経費まで含めたトータルコストの視点が必要になってまいります。

最後に、中央生涯学習センターは牛久市の文化施設の拠点として市内外の多くの皆様に御利用いただいておりますが、施設完成から26年経過していることから、これまでに空調熱源、受変電設備や舞台設備等の更新に約5億円を投じ、中長期的な改修を継続しております。また、新たに美術作品の保管・展示施設の設置検討も開始したところでございます。このような今後の改修や整備計画の中で、利用者の利便性と施設の付加価値向上につながる方策につきましては、前向きに検討してまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 難病患者へのサービスについてお答えいたします。

本年4月から障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行され、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の範囲に難病の方が加わりました。これにより、難病患者で症状の変動などにより身体障害者手帳の取得ができないために障害福祉サービスの利用が困難だった方も、必要な障害福祉サービスの受給が可能になりました。対象となるのは、厚生労働大臣が定める130疾病による障がいがある方となります。そのうち、特定疾病認定者は牛久市内で444名となっております。

また、障害福祉サービスには全国統一の基準で提供するサービスと、地域の実情や利用者の状況に応じ柔軟な形態で市や県が実施する地域生活支援事業があります。市が実施する地域生活支援事業では、本年4月から難病の方の生活の質の向上に資するため、日常生活用具費給付事業と移動支援事業の対象者に難病の方を追加して事業を実施しております。

なお、ほかの地域生活支援事業については、難病の方からの相談に基づき対応を検討してまいります。今後も、医療機関、保健所等の関連機関との連携を図りながら、難病の方に関する制度やサービス利用に関する広報を進め、難病の方が障害福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めてまいります。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 御質問4番、うしくグリーンファーム株式会社が学校給食へパンを提供するに当たり、今後の方向性についての御質問にお答えをいたします。

昨年うしくグリーンファームでは、国の交付金を活用した実証圃場とあわせ、約3.2ヘクタールで小麦を作付し、9,660キログラムの小麦を収穫いたしました。収穫された小麦

の品質は、等級検査では2等でありましたが、成分検査では最上のAランクの評価を受けました。学校給食用のパンやうどんを提供するに当たり、食物アレルギーが大きな課題であることから、小麦の製粉専門の世田谷区の製粉業者に委託して製粉をしております。これらを提供するに当たっては、市内製麺業者と製パン業者及び学校栄養士が連携を図り、試作をし、試食を重ね、牛久市産の小麦でつくるパンやうどんが学校給食として子供たちに受け入れてもらえるかどうか、試験的に行ってまいりました。その結果、うどん、パンとも子供たちの反応は良好で、牛久市産小麦でつくるうどんやパンは学校給食に十分提供できることが確認できました。

今後につきましては、須藤議員に答弁したとおり小麦につきましては牛久グリーンファームが自前で製粉し、コスト削減を図ってまいる計画でございます。また、パンについては市内障がい者施設みのるの郷へ製造を委託し、本年9月から学校給食へ提供する計画であります。パンの単価につきましては現在協議中でございます。うどんにつきましては、昨年3月から月1回提供しているところでございます。

市内全小中学校にパンを供給するための小麦粉の使用料は、1回当たり200キログラムとなり、パンの個数は約7,400個が必要となりますが、みのるの郷での製造能力は最大1日1,000個ほどであることから、当分の間は学校ごとや学年ごとのローテーションを組み、日程を調整しながら供給する計画となっております。しかし、将来的には設備の拡大に向けた支援も視野に入れ、給食パンの全量を牛久市産小麦により賄いたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

今エスカード分館の廃止の問題につきまして、今後は西側地域で牛久小学校、それから牛久二小ですか、学校の中でのことも視野に入れながらやっていくというような御答弁がございました。しかし、今回のエスカード分館が廃止というのは、これは立派に牛久の条例の中でもきちとうたっております図書館なんです。

先ほど公共図書館の法律の問題では、図書館法第9条、これは図書館が社会教育のための機関だとうたっているというふうに述べました。そういう位置づけを考えますれば、教育基本法、大きく言えば憲法26条では「全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」というふうに述べています。これは、誰でもがこの教育を受ける権利をうたっているわけで、教育を受ける権利を制限してはならないということだと感じます。

そしてまた、社会教育の問題につきまして、教育基本法の第12条では、「個人の要望や社

会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とあります。そして2項で、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって、社会教育の振興に努めなければならない」とあります。さらに、社会教育法の第1条では、「この法律は教育基本法にのっとり、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的」とし、また市町村の教育委員会の事務として第5条の4で、「所管に関する図書館、博物館、青年の家、その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること」が、きちとうたっています。

これらの法律から見ますれば、地方公共団体の役割が全ての市民に対して社会教育や生涯教育に努めなければならない、このようにうたっていることは明かです。法律的な面から見ても、エスカード分館の廃止というのは市民の望む生涯学習、また社会教育の不足、情報格差にもつながるのではないかと思います。これは、明らかに住民のサービスの低下、このように見ることができるのではないかと思います。

再度図書館の役割から見て、今学校施設の開放というか利用ということが出ました。しかし学校施設というのは、確かに学校の中で一般の利用することができるという項目があります、学校図書館の中にはそういう項目があります。しかし図書館というのは、法律から見ても学校の図書室とは全然違うものですよ。そういうところから見て、やはり根本的に違う問題だと思います。学校の図書室に一般の方が入るとなると、それなりにまた安全面、それから防災面、いろいろな問題が出てきております。

市民の方からも、アンケートの意見で出されています。本の貸し出しとか返却でいいのかということ。きちとやっぱり、社会教育ということが抜けているというふうに考えます。法律面から見ても、大変問題だと思います。市民サービスを向上させるために、市がきちと行うべき内容について再度お尋ねをいたします。

そしてまた、リフレの図書館です。リフレ内の図書館のサービス、貸し出し、返却、実績が大変、今御答弁であったように、以前に比べてわずかながら減っていると言っています。しかし、わずかではないですよ。この数字から見ても、今まで22年度までは2,000人以上の利用があったのが、やっぱりそういう利用が少ないということ、あそここの場所が市民から見大変使いづらい、そういう場所になってしまっはいけないと思います。

ひたち野うしくというのは、大変若い方が多いというふうに先ほど述べましたけれども、皆さんのやっぱり要望も高いし、それから若い人が牛久に住むということ、その中からこういう文化施設というか、そういう施設の充実を図らなければならないのに、牛久の図書館の中でひたち野うしくのリフレの中で、いつまでもこの方法がいいというふうには思われません。そ

の傾向などは利用実績から推しはかられると思いますけれども、駅前という利便性このことを考えますと、もっと有効に利用すべきと考えるものです。再度、今後の方向性について答弁をお願いいたします。

それと、難病の福祉サービスの問題です。4月からこの法律が改正になったために、周知が徹底できていないという理由というのは、体制の整備が間に合わないのも関係しているのではないかと考えます。今までは、このサービスを利用されていた方が、たしか手帳を持っていらっしゃる方というふう聞いております。今度は、手帳がなくても利用できる、福祉サービスを受けることができるようになっておりますが、しかし、これは「認められるとき」とあります。今度の改正によりまして、障害程度区分というのが出てくるとは思います、この認定を受けて必要と認められる方しかサービスが受けられないことになります。市町村の審査会というのがあるのかどうか、その辺についてはまだ把握をしていないところなんです、どこでこの障害程度区分の認定を受けて、必要と認められるサービスの利用ができるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと、対象者に周知を図る、東京の例ですけれども、実際にこの申請に訪れた方が大変少ないということ、それは周知ができていないということと通じるとは思います。今回の改正によりまして、牛久市のほうでも難病の患者の方がどこに何人いるのか、こういうことの把握、保健事務所との連携とかもあると思いますが、その辺再度周知の方法について詳しくお尋ねをいたします。

その中で、ぜひホームページでの活用がもしあれば、ホームページにつきましては今牛久市のホームページは大変検索がしにくいという市民からの情報もあります。必要な情報がなかなか取れない、これはやはり市民にとっては情報とは言えないのではないのでしょうか。確かに難病の福祉サービス、そのほかにもいろいろあると思いますが、情報がきちっと届くように、そのホームページの問題についてもお尋ねをしたいと思います。

それと、福祉サービスの日常生活支援というのがあります。補装具等ありますが、どのような用具が対象となるのか。そしてまた、自己負担についてはどうなのか、お尋ねをいたします。

そして、地元産小麦で学校給食のパンということなんですけれども、学校給食となりますと、今部長の答弁でもありましたが、等級は低いけれども成分はAランクだということが答弁でありました。この品質、それから安全性の問題、それから衛生面、食味とかパンの形などは教育委員会なども入りまして今実際に試作をし、また子供たちにも試食、パンなどもやっているのかどうか、ちょっとその辺確認をしたいと思います。給食に関することでは、給食費との関係もありますので、そしてコスト面についてどのように検討されているのかどうか、伺いま

す。

以前、私どもは埼玉県の学校給食会というのを見学をしたことがあります。ここは、地元産の小麦を使ってぜひ子供たちに地元産の小麦でパンをとということで、給食にパン導入、この見学をしたことがあります。県産の小麦100%はここでもうどんに適したものであったので、植物性のタンパク質の1つであるグルテンというものを足して、こねる時間とか温度、それから水分調整に相当時間をかけて、ようやくと何かさきたまロールというロールパンの完成にこぎつけ、平成12年から給食に導入されたと聞いています。

その当時から見ますと、品種も大変改良され、技術も進んでおります。現在これから行われようとしています福祉施設のパンの製造、指導者の方がおられると思いますが、パン製造の機械があれば製造も可能かと思えます。今御答弁では大体1日だと1,000個くらいということなんですが、この小麦の生産には、やはり農業というのは天候に左右されるものが大変多うございます。小麦の収量が不足のような対応、量的な問題、価格面でも安定的に供給できるような体制をつくる必要があると思えますが、今グリーンファームだけということなんですが、これから検討することもあると思えますけれども、具体的なものなのでお尋ねをしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 遠藤議員の再質問で、エスカートの分館であった図書館を閉館したことに伴うさまざまな市民の不平不満、そういうものについて中央図書館というのはどうやって考えているのかということで、1回目の質問でも答弁しているんですけども、どうも御理解いただけないようなので、今後の牛久の図書館の整備のありようというものを何回も私は答弁申し上げているんです。ですけども、まだ御理解いただけないみたいなので、基本線ははっきり申し上げておきます。

牛久市は、図書館についてはまず中央図書館、現状においては非常に手狭でございます。そして、蔵書数が名目上30万冊と言っていますが、23万冊程度が限界だという状況を承っております、そういう状況になっている。そのために、まず一番先というわけじゃありませんが、中央図書館の増設ということは考えざるを得ないということで、将来的に中央図書館の増設ということも考えております。

それと同時に、牛久駅のエスカートビルでの図書館の分館を閉館したことに伴うさまざまな御不満についてでございますが、基本は牛久を8つの小学校区にそれぞれ地区社協も含めて、また地域の行政懇談会等も8つの小学校の通学区で構成される行政区、そこと今連携をとるようにはしてございます。そして、その8つの地域の中心に小学校というものを位置づけしている

わけでございます、図書館におきまして中央図書館を本店とするならば、考え方として8つの小学校の学校図書室を基本的には中央図書館の分館的な機能もそこに持たせるということを中心に考えてございます。そのために、学校の図書館同士のネットワークというものもソフトでできておりますけれども、中央図書館とそれから各小学校の図書室と、そこに中央図書館の端末も置いて、その係を今とらせるように準備中でございます。その8つの小学校に、それぞれ地域に開かれた中央図書館の分館的な機能をそこに持たせようというふうに、基本的に考えております。

その中でまず牛久駅西地域の、牛久小と牛久二小があるわけですが、そのどちらかを選んで、まずその小学校の図書室を地域に開かれた図書館の1つとして充実させて開放しようと。開放の仕方等についても、今さまざまなセキュリティーの面もございますので、その検討もしてございます。ですので、まずエスカートの図書館の分館を閉館したことに伴い、不満もあるみたいなので、その第1番目のモデルとして牛久小ないし牛久二小の図書室を地域に開かれた図書館として充実させて、地域開放をするという準備に入っているということでございます。

今後、ますます高齢化も進んでまいります。図書館の需要もふえてまいります。また、少子化といえども子供たちの図書館での勉強だとか調べるとか、そういうことも大人に劣らず図書館ではさまざまに本ばかりではなく情報機器といいますが、CDやDVD等でさまざまな情報を楽しむというような需要も多いと聞いておりますので、その辺のところの充実を図っていききたいというふうに基本的に考えているわけです。

ですから、エスカートの図書館の分館を閉館したこと自体をどうだこうだというんじゃないくて、それは発展的に各小学校の図書館を充実させて、そこに地域の皆さんが利用できるようなもっていくんだという中の段取りの今過程でございますので、ぜひとも御理解いただきたいと思っております。そして、図書館で新聞を読みたい、雑誌が読めない、そういう方もいらっしゃると思っておりますので、エスカートの出張所のところの待合のベンチがございまして、その2階のエスカートのところには日刊の新聞やら雑誌等も置くように今準備中だというふうに聞いておりますので、ぜひとも今後とも図書館の利用というものを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

それと同時に、各学校におきましては図書館の機能を充実させるだけではなく、教育支援センター的な機能として各学校には全部図書司書が配置されているわけでございますから、その図書司書が各学校の先生方の授業の支援を行えるような教材の準備やら、そういうものも全部できるようなそういう図書館というものにしていきたいんだということを、これは何年前からずっと言っているんですが、何か同じ質問をよくされるので、ここで改めて答弁させていただきます。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 難病患者へのサービスの再度の質問にお答えさせていただきます。

まず認定につきましては、医師の診断書に基づいて診断させていただきます。それと周知につきましては、広報、ホームページ、また各種団体への周知を徹底してまいります。

それと、障害者手帳所持者の24年度の実績なんですけれども、延べ件数で1,268件となっております。また、主な助成の品目につきましては、ストーマ装具、紙おむつ、たんの吸引器等が主なものでございます。それと、自己負担につきましては1割負担、もしくは上限額が設定されておりますので、そちらになります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 遠藤議員の御質問2つにお答えいたします。

まず、コストについてはどのように考えているかというような御質問でございますが、コストにつきましては、現在学校給食のパンは40円から70円程度で納入されております。それに伴いまして、みのるの郷の人件費、機械損料、またグリーンファームの機械代、資材費等も考慮しながら、現在協議を進めているところでございます。

次に、安定的な供給というようなことでございますが、パンにつきましては副食用と主食用の2種類がございます。保育園から中学校までで、1個当たり19グラムから70グラムまでのパンが6段階に分かれております。その中で、全量を牛久市産の小麦で賄うとした場合には、年間で約24トンの小麦粉が必要となります。これを小麦に換算しますと大体36トン程度、面積でいうと約15ヘクタール程度が面積的に必要になります。

現在、昨年度は3.2ヘクタールでしたが、ことしは6.8ヘクタールほど小麦を作付してございますので、これらを踏まえた中で、天候にも左右されますし、あと小麦の場合連作障害という障害も出てきます。それとさらには、農地を休めなくちゃならないということになりますと、輪作体制というものをとっていくということを考えますと、最低でも15ヘクタール程度の農地が必要かと考えております。そういう中で、いろいろな作物と組み合わせただ中で、安定的な供給を目指していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 答弁漏れですか、どうぞ。

○20番（遠藤憲子君） リフレのことについても質問しましたが、答弁がなかったようです。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 先ほども市長から答弁ございましたように、各小学校区ごとに

学校の図書室を分館として機能させていくという将来の方向がございます。リフレにつきましては、それまでは現状のまま引き続きやっていく予定でございます。

○議長（山越 守君） 次に、21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木かずみでございます。

通告に従いまして、4点の質問をします。

奨学金、就学援助などについては、子供の貧困が広がる中、お金がないために進学できなかったり、義務教育を受ける権利が何らかの形で奪われるなどのことがあってはならない、そういう思いから質問をするものです。そのほか、雨水対策に関連する調整池の整備について、福祉避難所についてなどの質問をします。

さて、子供の貧困が思いのほか深く広がっていることを、先日来のNHKの報道特集「急増チャイルドプア」などで知り、衝撃を受けています。17歳以下の子供の貧困率が15.7%、6人に1人が貧困世帯であり、1人親家庭の50.8%に当たるとのことです。

具体的には、親は離婚したために2つ、3つの仕事をして働きづめであり、子供は孤独になっている。大好きなサッカーをやめ、弟の面倒を見ている。給食のパンを友達に見られないように持ち帰る。給食費が払えず、午後早退する子供がいる。入学金、制服、定期がなく、「誰か助けて」と、これは牛久の話ではありませんが、昔の話でもなく、今の話であることが深刻です。

昔はみんなが貧しくて、貧しさを共有できた時代がありましたが、今は貧しいということを知らない世代、先生もそんな貧しさを察することができない世代でもあります。ところが、リストラに遭ったり、非正規労働などの状況に陥り、ある日突然収入が激減する、そうした家庭の貧困が背景にあります。経済的貧困を中心として、不十分な衣食住、虐待、ネグレクト、孤立、学習環境の不足等々が生まれています。しかし、その原因が政治や社会、雇用の問題であるにもかかわらず、当事者の子供たちが「自分が悪いんだ」「我慢しなければ」「親に迷惑をかけたくない」「高校、大学に行って勉強したいけれども、自分が生きているだけでお金がかかる。生きていていいのか」というところまで自分を追い詰めることになってしまっているということが起きているようで、余りにも衝撃的ではありませんか。

小中学校は義務教育であり、憲法では教育を受ける権利が保障されていることになっています。経済的に困難な子供たちに対しては、就学援助という制度があります。しかし、要保護、準要保護の制度が本当に必要な子供や親に届いているのかという視点で質問をするものです。

また、高校は授業料が無償化になりました。しかし、授業料のほかに公立で年平均24万円、月2万円はかかると言われています。就学援助受給者の9割を占めると言われている準要

保護世帯の子供たちは、高校に入学したら就学援助が受けられなくなり、授業料のほかにかかる費用の支払いが厳しい状況になります。

また、その上の大学についても、さまざまな学校や民間の奨学金制度がありますが、一般的には貸与で受けたとしても、4年間で約500万円の借金を抱えて大学を出ることになり、抜け出せない貧困の連鎖の中に置かれるといます。そして、大学を卒業しても4人に1人は非正規労働を余儀なくされており、働いていない若年層、15歳から39歳までの若年層は全国で331万人に及ぶとされています。本当に日本はどうなってしまったのか。若い世代に将来の希望と未来を託すには、余りにも厳しい現実が生まれてきています。

また、大阪のマンションで母子が餓死し、部屋には「食べさせられずにごめんね」というメモが残されていたと伝えられているように、社会から孤立して亡くなる悲しい事件が後を絶ちません。全ての子供たちが平等に教育を受ける権利を保障し、安心して暮らすことができるように、改めて取り組みを見直していきたいと考えるものです。

1としまして、奨学金制度の充実について。高校の授業料は無償化になりましたが、特に入学準備に当たっては学生服、自転車、かばん、交通費、修学旅行の積み立てなどがかかり、奨学金制度の充実が求められます。牛久市には牛久市奨学基金条例があり、約5名の篤志家の寄附金により運営されているとのことですが、一般奨学金、交通遺児等奨学金、いずれの場合も校長の推薦がなければ受けられません。各学校から1人くらいでは、牛久市の奨学金制度が十分に機能しているのかどうかということです。

そういう視点から、牛久市の奨学金制度の運用、実績、改善と充実の方向性について伺います。

2点目、就学援助制度についてです。

学校教育法第19条では、「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とされています。就学援助の対象者としては、要保護者と準要保護者に分かれていますが、言うまでもなく要保護者は国の生活保護により補助が出ていますが、準要保護者には平成17年度から税源移譲という形で国の直接的な補助が廃止され、市の一般財源から出されるようになっていきます。

小中学校で就学援助を受ける数は、全国では昨年度156万人と過去最多となっていると報道されています。牛久市でもふえているとばかり認識をしていたところですが、聞き取りでは平成23年度には400人だった受給者が、平成24年度には346人に減少しているとのこと。全国的にふえているのに、牛久市はなぜ減っているのか。牛久市の子供たちだけ社会的に進行している貧困とは関係がないのか、不思議なことです。そこで、要保護・準要保護の利用状況と拡充についてお尋ねをします。

実際に文科省の示す補助する項目の目安については、学用品、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費などがあるとのことですが、平成22年度から支給項目が新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加わることになったようですが、牛久市はこれを実施しているのかどうかお尋ねをします。

また、自治体によってはさらに補助項目を拡大していると聞きますけれども、牛久市ではどうでしょうか。例えば、社会科見学費、卒業記念品代、水泳着購入費、移動教室費、眼鏡・コンタクト購入費、小学校の算数セットや中学校の製図セットの購入費、体育実技用具費、ヘルメット購入費などです。

また、収入基準についてですが、自治体によって生活保護の1.3倍とか1.5倍といった基準で支給をしているところもあるようですが、牛久市はどうか。生活保護基準と同等なのかどうか伺います。

申請と受け付けについては、相談があり、申請による受け付けがあると思いますが、その件数について。また、3年間の数について伺います。1年を通して受け付けが可能だとは思いますが、年度途中の申請であっても4月にさかのぼって支給をするというようなことが行われているのかどうかということについて伺います。

支給方法についてですが、方法によっては親や子供に肩身の狭い思いを抱かせるようなことになってはいないか、周りへの配慮がどのようにされているのかということについて伺います。

支給時期についてなんですが、6月以降ということなのですが、実際に入学準備金が必要な時期に間に合わないなどの問題があるわけです。入学準備金を必要な時期に一時立てかえたり、貸し付けをするようなことはやっていないのかどうか。修学旅行費を実施前に支給するなどが行われているのかどうか、お伺いいたします。

②としまして、生活保護制度の見直しの影響についてです。子供の貧困や次々起こる事件をよそに、生活保護制度の改悪案が4日、衆議院の本会議で自民・公明・民主・維新・みんな・生活の党の賛成多数で可決し、参議院に送られました。反対をしたのは、日本共産党と社民党だけで、国民の命を脅かす悪法に自公を初め野党4党も加担する異常事態となっています。

この法案は、生活保護の申請時に書類提出の義務づけ、扶養義務を強化するものです。違法行為である申請のはねつけ、いわゆる水際作戦を合法化するものです。日本は、先進国の中で保護を必要とする人の利用率が2割程度と極めて低いのですが、大阪の母親のように思い詰めて窓口に行っても、保護利用のハードルはさらに高くなります。制度を改悪すれば、さらに餓死、孤立死が頻発するという批判が現実味を増しています。憲法第25条の国民の生存権、国の社会保障的義務の理念が国民の生活からますます遠のくことにつながりかねません。

問題なのは、厚労省が8月から引き下げる保護基準を発表していることです。こうした生活

保護の基準の引き下げに乗じて、就学援助の相談に厳しい態度で対応していることはないのかどうか。就学援助の国の補助が一般財源に組み入れられたことにより、市は市の考えで減らすこともふやすことも逆にできるようになっているので、受給人数がその中で減っているということはどうなのかと、非常に心配をしています。市は、生活保護制度の基準が変更になる前に、先行して準要保護などの基準の見直しを図り、受給者を減らすようなことが行われているのではないかと考えられるのですが、答弁を求めます。

3番、雨水対策と調整池と親水公園などの整備についてです。

私は、平成21年第2回定例会において「雨水対策としての調整池の整備について」質問をいたしました。その後、全体的に整備の見通しが立っている段階と思われるので、全体の状況について伺います。

根古屋川緑地の調整池、そしてきょう皆さんのところにお配りされました上町排水区の調整池、このたくさんあるのが全部上町排水区ということでは言われているようですが、その中にはこの地図でいいますと①の調整池が田宮西親水公園です。それから④のところでは、刈谷川調整池ですね。それから、牛久小学校付近の2カ所といえますのはこの②と③で、紫の部分は今回の議案に出されているところですが、それに隣接した一番下の南側になるのでしょうか、既に整備が済んでいるところがあります。それが、城中の調整池ですね。それぞれの面積、用地購入費、工事費の予定額、雨水処理と流量計算について伺います。

また、補助金については全てが同じではなく、まち交であったり公共下水道の補助であったりしているようですので、その説明もお願いいたします。

また、今お話ししました既に整備が済んでいるこの城中調整池なんですが、約6,000平方メートルを超える面積であると思いますね。これは予算では載っているんですが、議会にはかけられていないわけです。5,000平方メートルを超えることから、当然まとまっていれば議会にかけられなければならなかった用地なんですが、2年の繰り越しという形で分離をして議会にかけられなかったということですので、そういうこともあり全体的にどのような整備がされているのか、されるのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に、工事に当たって各調整池の建設残土の放射能セシウムの測定値公表と処理方法について伺います。

6日の日でしたか、NHKで牛久市の自然観察の森での「放射能と向き合う自然公園」という放送がありました。身近な自然を伝えて子供たちを育てる場としての役割が果たせなくなつて2年間、子供たちを自然から遠ざけた原発事故への怒りを感じながら、放射能対策に苦闘する様子を見せていただきました。

いみじくも、田宮西親水公園の住民説明会の中でも、放射能がたまりやすい調整池なので、

建設残土に含まれる放射能の測定と処理方法についての質問が住民から出されておりました。残土については、下妻のほうの県のストックヤードへ持っていくというような説明がありました。

そこで、今後各調整池の整備に当たっては、一部土を掘って建設残土として県のストックヤードへ運ぶということですが、扱い方について質問をします。前提として空間線量の測定、各調整池は低い場所ですから放射性物質は近隣から流れ込んでくると思われる場所です。土の汚染土についてはどのような調査をし、処理をするのかということをお伺いいたします。当然、表面には放射性物質が含まれていると思われませんが、放射能に汚染された土を重機で混ぜて、県のストックヤードへ運んでしまうのかどうかということです。放射能対策室の除染計画に基づいた除染した土については、剥ぎ取った土を敷地内で一時保管して置いているわけですが、建設残土の処理方法と考え方について伺います。

4点目、福祉避難所の増設と支援の体制整備、周知について伺います。

東日本大震災で避難所を利用した人は約40万人、被災した障がい者の中には周りの人に迷惑をかけるからと危険を承知で自宅に残ったり、車中で寝泊まりをした人などの例があり、福祉避難所の必要性が改めて認識されているところです。要援護者は、心身の状態や障がいの種別によっては避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり体調を崩しやすいので、要援護者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要があります。

県内で福祉避難所が指定されておりますが、その指定状況を見てみますと、昨年11月の資料ですが44市町村中まだ未設置となっている市町村が26市町村もある一方で、つくば市は85カ所、龍ヶ崎市は13カ所、取手市は5カ所となっています。牛久市は、1カ所というふうに表示がされておりました。さきの議会の答弁の中でも、福祉センターと市内の特養ホーム3カ所と協定を結んだ段階だというような答弁もありましたが、この数でいいのかどうかということがあると思うんですが、さらに考えられる施設としては、保育園とか幼稚園、障がい児の受け入れとして子供発達支援センターのぞみ園などもあるかと思えます。また、みのるの郷とか旅館、ホテル等の宿泊施設、ゴルフ場など考えられると思われませんが、さらなる協定などによって施設の確保を図る考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

それから、既に行いました3カ所の特養ホームとの協定の内容については、具体的にどのようなものか。対象となる施設に対しては丁寧に説明会などを開き、協力を得る事項について十分に説明をし、理解を得るといふようなところまで踏み込んでいるのかどうか伺います。

さらに、福祉避難所の指定についての基本的な考え方なんですが、どんな準備や体制整備が必要かを検討して、平時にしておくべきことや福祉避難所の運営マニュアルなども必要になっ

てくるかと思われませんが、どのような支援の体制整備が行われているのかということについてお尋ねをいたします。

さらに、該当すると思われる方への周知はどのように行われているのかということです。

今回特に質問が多岐にわたっていますので、本来なら一問一答形式であれば質問と答弁の関係が非常にわかりやすくなるのではないかと思います。今議会改革で検討中ですが、答弁のほうで漏れのないように、よろしく願いをしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 鈴木かずみ議員の御質問にお答えいたします。

1点目の奨学金制度の充実についてでございますが、奨学金につきましては市費及び篤志家の寄附金を原資とした基金運用から生じる収益によりまして、制度運用をしております。

奨学金の種類は、学業及び素行が優秀であり、高等学校・高等専門学校への進学を希望するも、家庭の経済事情が困難な状況にある市内中学生を対象とした「一般奨学金」と、保護者等が交通事故により死亡もしくは重度後遺障がいたったため、家庭の経済事情が困難な状況にある市内小中学生を対象とした「交通災害遺児等奨学金」の2種類がございます。なお、一般奨学金については、中学校3年生在籍時に対象者を決定し、高校修学期間に給付を実施する形をとっております。

次に実績ですが、一般奨学金は1名当たり年額7万2,000円、交通災害遺児等奨学金は1名当たり年額3万6,000円が給付額であり、平成24年度は対象者が一般奨学金4名、交通災害遺児等奨学金1名の計5名、給付額は全体で32万4,000円となっております。なお、給付額のうち7万7,368円が基金運用収益からの充当分となっております。

現在は、学校に対して制度内容を周知し、学校長より対象者の推薦を行っていただいております。今後は、現在の制度を継続しながら、よりわかりやすい制度運用に向け、受給基準等を明確にした規定を作成し、保護者への周知を図ってまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問2番、就学援助制度についての御質問にお答えいたします。

市の就学援助の現状といたしましては、要保護・準要保護合わせまして平成22年度424名、平成23年度423名、平成24年度346名の認定となっております。また、本年5月29日現在の就学援助の申請者数は312名となっており、3月末の認定者と比べて34名少ない状況ではありますが、年度途中で随時申請を受け付けておりますので、ほぼ横ばいであると思われれます。

就学援助の項目といたしましては、学用品費、校外学習費、給食費であり、新入学児童生徒

対しましては入学時学用品費が別途対象となります。クラブ活動費、PTA会費、通学用品費、体育実技用具費等につきましては、現在援助の対象とはなっておりませんが、今後支給項目について検討してまいります。

次に、援助費の支給方法についてでございますが、保護者からの委任状に基づき、市から各学校長の口座に振り込み、直接保護者へ現金をお渡ししております。お渡しした援助費は、個々が使用する学用品などの購入に充てていただいております。また、援助費の支給時期でございますが、年2回となっており、6月下旬と3月上旬に支給しております。さらに、校外学習費や修学旅行費につきましては、各学校から会計報告を提出していただき、随時支給をいたしております。給食費につきましては、公会計のため支給時に給食費に直接充当をしております。

最後に、収入基準につきましては、生活保護に準じております。この基準の見直しは行ってはおりませんが、平成23年度に申請書の内容をより生活の状況の把握ができるよう一部変更し、昨年より生活状況等の現状の確認などを、面接を行うことで公平な支援体制といたしました。また、収入基準は生活保護基準に準じておりますので、生活保護制度の見直しがあれば影響が生じると思われまます。ただし、特に困窮と認められる場合には、支援をしております。引き続き困窮家庭に対し適正な支給を行うとともに、必要な方に必要な支援ができるよう制度の充実を図ってまいります。

○議長（山越 守君） 建設部次長沼尻輝雄君。

○建設部次長（沼尻輝雄君） それでは、私のほうから3番の雨水対策の調整池の整備についてお答えいたします。

その前に、議員の皆様こういったA4の資料をお配りしてございます。図面のほうと対応しながら御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、お答えいたします。根古屋川緑地外4カ所の調整池の面積や事業費等についてでございますが、まず根古屋川緑地の調整池につきましては、雨水の流入量が毎秒29.1立方メートルで、流出量を15.8立方メートルに調整する施設でございます。面積は約8万6,000平方メートル、事業費は用地費が約2億7,000万円、工事費が約2億8,000万円を予定しており、旧まちづくり交付金を活用して整備を進めてまいります。

次に、上町排水区の4つの調整池ですが、田宮西近隣公園内の上町調整池1につきましては、雨水の流入量が毎秒2.71立方メートルで、流出量を0.128立方メートルに調整する施設でございます。面積は約8,100平方メートル、事業費は用地費が約3,400万円、工事費が約9,000万円を予定しており、下水道事業の交付金を活用して整備を進めてまいります。

次に、牛久小学校西側の上町調整池2につきましては、雨水の流入量が毎秒5.046立方メートルで、流出量を1立方メートルに調整する施設でございます。面積は南側が約5,900平方メートル、北側が5,200平方メートル、事業費は南側の用地が約4,200万円、北側の用地が約3,000万円、工事費は南側が約2,500万円、北側が約4,500万円を予定しており、南側を旧まちづくり交付金で、北側を下水道事業の交付金を活用し整備を進めてまいります。

次に、城中汚水ポンプ場脇の上町調整池3につきましては、雨水の流入量が毎秒6.845立方メートルで、流出量を3.8立方メートルに調整する施設でございます。面積は約4,800平方メートル、事業費は用地費が約4,000万円、工事費は約4,500万円を予定しております。下水道事業の交付金を活用し、整備を進めてまいります。

次に、刈谷川上流部の上町調整池4につきましては、雨水の流入量が毎秒17.688立方メートルで、流出量を5.4立方メートルに調整する施設でございます。面積は約3万3,000平方メートル、事業費は用地費が約1億8,000万円、工事費は約3億円を予定しており、下水道事業の交付金を活用し整備を進めてまいります。

次に、工事に当たっての各調整池の建設残土の放射性物質の測定値公表と処理についてでございますが、現時点で田宮西近隣公園内の調整池用地の空間線量を測定してございます。一番高い値で0.14マイクロシーベルトと、特に問題のない結果でございました。各調整池の工事の施工の際には、放射性物質量の測定を行い、適正に処理してまいります。

また、既に済んでいましたものの質問でございますけれども、調整池2の南側につきましては牛久三中前の道路の整備、それとそれに伴います道路を整備するに当たり、雨水を流すために先行して整備をしてございます。また、放射線の測定に関しましては先ほど申し上げましたとおり、測定に問題がなければ再利用するというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 福祉避難所についてお答えいたします。

牛久市では、総合防災計画の中で牛久市総合福祉センターを福祉避難所として指定しているほか、市内3カ所の特別養護老人ホームと福祉避難所についての協定を結んでおります。福祉避難所の避難対象者は、障がいのある方、在宅で療養中の方や高齢者で支援の必要な方、妊産婦等及びその家族の方を想定しております。

総合福祉センターは日常的に障がいのある方や高齢者が利用されているほか、個々の障がいの特性を理解している社会福祉協議会の職員が勤務しているなど、福祉避難所として必要な条件を備えております。災害発生時の避難の際は、まず身の安全を確保していただきながら、家族や地域の支援者とともに一時避難所へ避難をしていただき、必要に応じて福祉避難所へ搬送

を行い、看護師、保健師、精神保健福祉士、医学療法士等が支援を行いながら避難所の運営に当たります。

さらに、高齢者等には市の要請に基づき協定を結んでいる特別養護老人ホーム博慈園・牛久さくら園・元気館の3カ所に移送の上、避難生活を送っていただきます。

今後も対象者となる障がい者団体を初め、各団体と連携を図りながら、避難所の増設を検討するとともに、福祉避難所について周知をまいります。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 奨学金制度の充実についてというところなんです、実際にこの基金の中での運用で、本当にニーズに合った対応ができていますのかどうかというところが、とても気になる場所なんです。教育委員会のほうで、各校長の推薦が上がってきたところの判断でしょうから、現場の様子が生徒たちや親御さんたちがどこまで必要だということで、校長と話し合いをされているかどうかという、そういう現場の様子がどこまでつかめているのでしょうか。

それから、結果的には校長の推薦によって1人というようなことですよ。24年度では一般で4名、交通遺児のほうで1名で、計5名ということ、32万4,000円ということですから非常に本当に実態に沿っているのかどうかということが考えられるんですが、相談そして申請がどのように行われているのかということ、もう少し踏み込んで教えていただきたいと思えます。

それから、所得制限ということが、基準が定められているのかどうかということについて伺います。生活保護に準ずるとのことなんですけれども、どのように準ずるとのことになるのかどうかということについて伺います。

それで、自治体によっていろいろ違っているわけで、国や県からのものではないので、市独自の条例による制度ですから、対応も独自に行うことができるものでありまして、一般奨学金について牛久市は月6,000円ですけれども、月7,000円がつくば市でしょうか。それから、龍ヶ崎市・古河市は1万円となっていますね。いずれも給付型ということですから、対応する人数の拡大及びその金額の増額について検討に値するのではないかと考えますが、再度伺います。

それから就学援助についてなんです、平成23年度で423名、24年度で346名ですか、67名も減っているわけですよ。それで、今のお話ですと「面接によって」ということが加わったことによって減っているというふうにお伺いしたわけなんです、行政というのはやっぱり困っている子供たちをどう支えればよいのかという取り組みを強めなくちゃいけな

いんではないかと思うんですが、それがあべき基本的な姿勢ではないかと考えるんですけれども。相談や申請をしてくる当事者に、基準を厳しくして面接という形で、どういう面接かよくわかりませんが、結果的に辞退させるようなことが行われているから減っているのではないかというふうに、数から見てそう考えてしまうわけですが。役所の立場でものを考えるのか、子供たちの立場で考えるのかということで、ぜひ子供たちの立場で考えていただきたいと思います。

本来なら、これは私どもも就学援助を国庫補助に戻して、児童生徒の絞り込みなどしないで対象者全員が受給できるようにすることだと考えますが、しかしそれができないなら市としての対応を今までどおりにするべきではないかと考えます。

そして、教育長にお尋ねしたいと思いますが、これまで学び合いの学習などすばらしい実践もされてきた、私たちが学校を訪問してそれはいろいろ実感させていただいてきましたが、ぜひ今後こういう問題にも取り組んでいただきたいと考えますが、教育長の率直なお考えをお聞かせください。

それから、給食費については牛久市は学校からではなくて、市直接直接の徴収システムに変えているので、未納になった場合は児童手当から差し引くということを前提に、親の同意を得て行っていると聞いております。また、滞納で多いのは教材費などではないかと思いますが、教材費など学校集金の未納もふえていると聞いていますが、保護者へ渡される就学援助費から未納分を差し引いた残額を渡しているのかどうか。その場合も、保護者の同意なしにはやってはいけないことと聞いておりますが、それはどのように行っているのかということについてお伺いいたします。

それから、生活保護制度の見直しの影響ということなんですが、生活保護については生活保護のバッジングから始まって、基準の引き下げなどの影響が、こんなに早く牛久の子供たちにも影響が出てきているとは思わなかったというふうに考えざるを得ないんですが、申請者を萎縮させるようなことは自治体としてはやってはいけないのではないかと考えるんですが、国が生活保護の受給者を減らすような水際作戦を今後やってくるわけですよ、法律を変えて。自治体が、こうした場合に市民を防波堤として守るのが本筋だと思います。それを、先駆けて就学援助の申請をさせず、結果として67人で1年度の対比で考えると減っているというようなこと、そういうことではちょっとどうなのかなというふうに思うんですが、生活保護基準の引き下げを背景にしてこういう対象者のチェックを厳しくしたのかどうかという点について、お伺いいたします。

雨水対策と調整池の整備について、今回図表をもってきちんと説明をしていただきました。しかし、膨大な面積とこの用地費、工事予定額ですね。これが、本当にこの流量計算に基づい

た雨水処理が全部全部必要だったのかどうかということが、非常に疑問に思われる点もあるわけなんです。特に根古屋川の緑地なども広大ですよ、8万6,400平方メートルですか、そういうことが本当に必要だったと考えているのかどうかということ、1点まず伺います。

2点目は、この用地買収にみんな快く応じてくれたのかどうか。難色を示した地権者が何割くらいいたのかどうかということについてお伺いいたします。

それから、補助金についてですけれども、まち交でやっている部分と下水道事業の補助金を使っている部分と両方あるわけなんですけれども、この広大な緑地の整備ということから考えますと、まちづくり交付金ならそれもあるのかなというふうに思うこともあるんですが、下水道の整備、管の整備ということでなぜこれだけの広大な用地の買収を含めた補助金が認められたのかということ、ちょっと疑問に思うんですが、その点についての説明を求めます。

それと、整備の方法についてなんですが、現在の地形を生かして掘り込まないで貯留できるように整備をするということ、これまでも答弁されておりましたけれども、例えば刈谷川の整備地の中で今耕作している田んぼ、これは二小の児童の田んぼでしょうか、そういうのがあると思うんですけれども、それらが引き続き水田として使われるのか、池にしてしまうのかということについてお尋ねをいたします。

それから、建設残土の測定についてなんですが、放射性物質汚染対象特措法に基づく除染をした土についての取り扱いについては、フレコンバックに入れて仮置き場に置くなどの対応がとられていると思います。しかし建設残土ということになりますと、たとえ放射性物質に表面が汚染されていたとしても、何の特別な対応をしなくてもよいということになっているのかなというふうに思うわけなんです、ただいまの答弁ですと空間線量が0.14マイクロだから問題ないということなんですけれども、空間線量は半減期があったり減っていきますけれども、セシウム137については30年ということがあります。土壌がどれだけ汚染されているのかということについてなんですが、その汚染された建設残土の取り扱いについて、法的な扱いとまた市民から見た、市民に配慮した扱いということについて、再度伺いたいと思います。

それから福祉避難所については、福祉センターということになりますと、障がいを持っている方も高齢の方も日常的に使っている場所であることから、最善の方法であると思われます。しかし、福祉センターだけでは機能し切れずとして、特養ホーム3カ所と協定をして、福祉避難所として組み込んでいるということですが、またこれで十分と考えるのかということについてですが、先ほどちょっと例などを示しましたが、具体的な箇所についても今後検討されていく考えがあるのかどうかということについて伺います。

また、1回目の質問の中でちょっと答弁されなかった部分がありますので、この特養ホームとの協定の内容についてもう少し具体的にお伺いしたいところなんです、説明会などを開い

て現場の施設とどの程度、協力を得る事項についての話し合いまでやっているのかどうかということについて伺いたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 3月まで現場におりまして、本当にさまざまな子供たちを見てきました。特に、奨学金の認定ということに当たっては、先生たちと話し合いながら学級担任から様子を聞いています。やはり、子供のことを一番よくわかっているのは担任でありまして、日常的に子供たちと生活し、親と話し合い、家庭訪問する中で聞き取りをしながら、基準になります子供たちの学業の成績とか生活行動とかをあわせもって、校長が責任を持って学校から1名選ぶというふうな形を進めてまいりました。議員さんのおっしゃるように、非常に生活に困って苦しい生活をしている現状も見てきておりますので、今後とも前向きに検討していきたいと思っています。

あとは、別の者がお答えしたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 24年度の受給者数5名でございますが、過去5年間を見ますと約8名から9名の毎年受給者がおりました。今後、校長を初め学校の先生方及び保護者に対しまして、さらに周知を図りまして、進めていきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 就学援助の再度の御質問についてお答えをいたします。

平成23年度から24年度にかけて、申請者数、認定数が減少したということでございますが、こちらは面接によって減少したというのが一番大きな要因とはなっていると思います。この面接によりまして、就学援助制度につきまして再度申請者の方にお話をさせていただきまして、その内容を確認した上で認定となつてございます。先ほど議員がおっしゃいました生活保護の見直しによるものの関係ではございません。そういったもので基準を厳しくしたというものではございません。

それから、援助費の支給方法についてでございますが、こちらは繰り返しになりますが、市から学校長の口座に振り込みまして、直接保護者へ現金を渡しておりますので、そういったことはないと思われまふ。以上です。

○議長（山越 守君） 建設部次長沼尻輝雄君。

○建設部次長（沼尻輝雄君） それでは、鈴木議員の7点の質問にお答えします。

まず、調整池の面積は本当にこれだけ必要なのかという質問でございますが、まず一番流末でございます稲荷川の比流量、取り込む量でございますね、それはもう決まっております。

もし調整池をつくらないでそれを流すというふうなことになりますと、今の比流量の倍の流量が流れるというふうになってございますので、その計算をした上で適正な配置、そういったものをしてございます。

また、根古屋川緑地のことですが、本当にそれだけの緑地が必要なのかという質問でありますが、これは行政だけで決めているものではございませんで、根古屋川緑地の検討委員会というのを市民と一緒につくってございます。それも、みどり野とか行政区の皆様、その周辺の住民の方を含めた委員会をつくってございます。その中で検討しながら、これも必要な緑地は残すというような方向では進んでございます。

それと、地権者の中で納得していない方もいらっしゃるのではないかと御質問がございましたが、今のところ私が聞いている中では納得していないとかという人はございません。

それと、補助金の使い分けはどうしていますかと、下水道の補助金を使ったりまち交を使ったりということでございますが、全て補助金があるときに100%つくわけではございません。しかしながら事業はそのまま進めざるを得ません、一番流末でございまして、そういったときに、なるべく有利な補助金を選択して使っているというのが現状でございまして、もちろん下水道区域でございまして下水道の補助金をなるべく使ってやっていきたいというふうには考えてございます。

それと、地形を生かした工事を実施するということにつきましては、これも全てなるべくその地形をいじらずに、なるべくお金がかからない方法、それと景観を生かした方法でこれから調整池の整備はしていきたいというふうにご考えてございます。

それと、放射線の問題でございまして、もちろん問題意識はございます。放射線が高ければ、適正処理をする方法を考えながらやっていきたいと思っております。先ほど申し上げましたのは、もし建設残土に問題がなければ、それは再利用したいというふうな趣旨で説明したつもりでございます。

それと、刈谷川の一番流末の調整池でございまして、こちらにつきましては前回にも一度現場を議員の皆様には見ていただいております。その中で、なるべくやはりここも流末ですので、一番早く整備をしなくてはなりませんけれども、非常に面積が多うございまして、補助金がついたらそのたびに委託を出して、用地を取得して委託をしながら工事をしていくということを考えてございまして、今後おおむね5年間の間に整備をしていきたいというふうにご考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 福祉避難所の再質問にお答えさせていただきます。

まず、現在結んでいる3カ所の特養ホームとの協定を結ぶ際には、避難所としての内容をよくこちらで詰めさせていただいて、施設側と詰めさせていただいて協定を結んでおります。

それと、今後の指定につきましては、特養ホームを中心に検討をしております。以上でございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時35分休憩

午後2時50分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。建設部次長沼尻輝雄君。

○建設部次長（沼尻輝雄君） 済みません。先ほど鈴木かずみ議員の一般質問の中で「調整池4」というところがありましたけれども、その中に牛久二小学校区で田んぼを耕作しているということはありません。その中ではございませんので、それを訂正いたします。

○議長（山越 守君） 該当していないという執行部からの発言でございます。御回答をお願いします。

○21番（鈴木かずみ君） わかりました。そこでの該当しない部分について質問をしたので、その部分は削除してくださいということですよ。そうですね。

○市長（池邊勝幸君） 調整池4には、二小で学習用に使っている田んぼは、その中にはありません。この第4の調整池のもっと別の稲荷川のほうの田んぼを使っているんです。ですから、事実と違うことを鈴木議員は言っているから、そのことをちゃんと執行部として申し入れをしたということでございます。

○21番（鈴木かずみ君） 了解しました。

○議長（山越 守君） 日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。通告順に従って、質問をいたします。

公平、公正な市政運営、そしてまた議会のチェック機能等を含めて質問をいたします。

まず最初に、特養ホーム「えがお」建設についてであります。

この問題については昨年の第3回定例会で質問をし、その答弁に虚偽があるとして調査特別委員会の設置を求める決議案を提出しましたが、残念ながら賛成少数で不採択となりました。

そのときの調査項目は2点で、用地選定についてと進入路・排水路の問題についてでありました。2項目とも関連をしておりますが、特に2項目めの進入路・排水路問題について、質問に清水保健福祉部長は「進入路・排水関係でございますが、既に法人のほうでこの公募の締め切り以前から事前協議として、牛久市あるいは龍ヶ崎市役所、それぞれ事前に協議を開始しているところで、問題はないと捉えている」と答弁をしております。

事前協議とは、建設する側が関係者に事前に説明をし、了解を得るものだと、私は判断をしております。そのような中、4月17日に牛久市の担当課長が龍ヶ崎市の担当課に行き話をしております。その用地は、現在建設が進められようとしているところとは違っているということは、昨年の第3回定例会9月11日の一般質問で指摘したとおりであります。龍ヶ崎市の担当者に聞いてみますと、「排水路の問題についてはその1回きりで、現在の用地を含めそれ以後は来ていない」というふうに言っておりました。事業者は、関係住民の合意を取りつけようとしたようですが、進入路等の問題で同意がなされず、住民は県庁、牛久市役所や龍ヶ崎市役所等に申し入れなどを行ってきたそうであります。

したがって、関係住民は私の一般質問まで同意をしていないのは明らかであり、また選考委員会ですが、私は「天の声・地の声」が働いた名ばかり委員会だと指摘をしました。副市長は、「事業予定地の評価等を検討して決定した」と言っておりますが、何を基準に検討したのか全く理解ができないわけであります。建設するに当たって、事業者は地域住民の同意を得なければ建設できないことはわかりきっていることでもあります。だからこそ私が指摘した当初の予定地に、市の道路建設課長が4月17日に龍ヶ崎市役所に出向き、排水路の問題を事前に打診に行っているのではないのでしょうか。これまで住民の同意が得られなかったことは、事前協議をしていないということを如実に示していると思います。

私の質問の後、第1回の住民説明会が9月22日に行われ、それに出席をしていた龍ヶ崎市の長岡副市長は、「説明と資料で状況はよくわかった。基本的に住民の理解が得られなければ、排水について市が同意することはない」と答えております。11月10日に行われた第2回の住民説明会では、配置図・平面図などが了承されました。しかし取付道路確保は、努力するだけで合意形成がされておられません。その後本年5月7日、「えがお」理事長から「取付道路実現に向けての書面」が提出をされ、5月11日の龍ヶ崎市長山2丁目自治会で了解され、龍ヶ崎市長に書面をもって了解をしたという報告をいたしました。龍ヶ崎市では、これをもって「住民合意ができた」として、地方自治法第244条の3項の3、今回牛久市のほうでも議案として提案をされておりますが、「公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用」ということで今議会に出てきたわけであります。

当初龍ヶ崎市では、5月13日の臨時会で議決する予定だったそうであります。龍ヶ崎の市

民が5月11日に了解の申し入れを市役所にして、13日にはもう議決される方向でいたようですが、牛久市が議決しない中での議決はできないのではないかと、今定例会まで延ばされてきているということを知っております。これが、昨年私が一般質問をし、そしてまた答弁の中に虚偽があるとしてきた時系列の流れであります。先ほども言いました、事前協議がなされていない証拠ではないかと思っております。このように長期化する前に、事実を明らかにする調査特別委員会を設置し調査をしていけば、このようなことにはならなかったのではないかと思っております。

龍ヶ崎市役所も、関係地域住民も、牛久市の対応に深い憤りを感じていると言われております。私に対しても、「何ら調査もせず質問をし、議会を混乱させた」として市川議員から問責決議案が出され、秋山議員は「市民に誤解を招いたことは重大だ」とし、「言動には責任を持つ」と言われました。しかしその言動は、そっくりそのままお返しいたします。昨年6月20日に決定しておいて、約1年間経過しました。通常なら、完成間近というような状況の中、「問題がないと捉えている」と答弁を部長はしましたが、何を根拠に問題がないと捉えているのかお尋ねします。そしてまた、先ほども指摘しましたこの選考委員会、名ばかり選考委員会の委員長はこの流れを「問題ない」と捉えているのかどうか。

そして本年5月7日、社会福祉法人「えがお」理事長から、長山2丁目自治会長宛ての「取付道路構築の実現に向けて」という文書が出されております。市として、この取付道路の問題について、市道等の問題、さらには今後の進捗状況をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

次に、土地開発基金によるストックヤード購入についてであります。

ストックヤードとして、どのように捉え、利用及び使用しようとしているのか。ストックヤードとは、工事期間のずれなどから再利用されていない建設発生土を一時保管し、工事間での利用時期の調整を行い、建設発生土の有効利用を図るものであつて、産業廃棄物置き場ではないと思っております。牛久には、ストックヤードはあるのか。そして、その必要性和利用目的をお尋ねします。

さらにこのストックヤード、平米400円、1坪1,300円ちょっとくらいで買って、非常に安い買い物だというふうに思いますが、聞くところによりますと産業廃棄物が埋められているのではないかと聞いております。これが事実か否か、市民の不安を取り除くためにも、土質・水質検査の必要性があると考えますが、この点についてお尋ねをいたします。

続きまして、U字溝の整備と公共下水道の普及についてであります。

公共下水道普及については、岡見より東側について、平成21年第4回定例会一般質問で、第八岡見より東地域の公共下水道普及について質問をしました。平成15年3月議会では、平

成27年完成に向けて計画をしている。小坂団地、岡見、そして東岡見、第10次東宝ランドですね、を計画していたわけですが、その後平成18年12月議会では「見直す」と答弁をしております。そして、「今後は雨水対策を重視する」とし、「同地区には下水道事業は見送るが、高度処理型の合併浄化槽での対応を考えている。側溝整備は平成22年度から計画的に進めていく」と答弁をしております。この答弁に従えば、計画はもう当然できているのではないかと
いうふうに思いますが、現状と今後の方針についてお尋ねをいたします。

続きまして、3.5マイクロシーベルトを超える放射能に汚染された土壌処理についてお尋ねをします。

本年3月議会産業建設常任委員会で、平成24年度補正予算支出、道路維持補修について質問をしました。その答弁がなく、「後日書で回答する」と環境政策次長が約束をしましたが、現在に至るまでそれがありませんので、一般質問をするものであります。放射線物質汚染対象特措法、平成23年8月に公布され、これは環境省のほうからこういう形で出ております。そして、汚染土壌の問題、地域指定の問題等、詳しくこれに載っております。これが23年8月30日に公布をされ、24年1月1日全面施行されました。

牛久市は、重点地域指定をされましたが、今回のこの3.5マイクロシーベルトを超える汚染土壌の処理について、それらがこれに基づく運用がされていない。これまでの一連の流れを見てみると、ただの残土処理として道路の補修等で実施されたと判断せざるを得ないわけであり
ます。この埋め立ては、1市民から「放射線が高い残土が放置されている」と通報があり、その市民立ち会いのもと線量をはかったところ、何と3.6マイクロシーベルトを超える線量
がありました。

牛久市は、先ほどの特措法が定める汚染状況重点地域、0.23マイクロシーベルトに指定をされております。何と10倍以上の高濃度の汚染された土であります。法施行前から学校などの除染が始まり、市民が監視している中で行われ、それでも「ほかから持ってきて埋めているのではないかと、私たちのところにも数多くの訴えがありました。そんな訴えがあっても、「絶対にほかから持ち込んだものは埋めていない」として、担当課としてはこの除染作業を進め、作業は終わったわけであり
ます。見えるところでは適正処理し、見えないところではい
かげんなことをしている。先ほども言いましたが0.23マイクロシーベルト、10倍以上の汚染された土が、最低でも1年以上放置されていたことになり
ます。近所には、食品加工をする工場もあります。重大問題だと言わざるを得ないわけであり
ます。

さらに問題なのは、この一連の中に議員が関与していることでもあります。担当職員との話し合いの中でも同席をしていたとのこと。埋められたのは昨年10月末から11月の初めにかけて、その後情報公開で資料提出されたものは、放射能汚染土の処理の記述がありません。担

当課に聞いてもらちが明かない。そのうちに、その会派の議員から3月議会前に、「あなたは どうしたいのですか」と電話があったそうであります。その市民は怒り心頭で、めぐりめぐって私のところに来ました。一番都合の悪いところに来たのではないかというふうに思うんですが。昨年の7月19日、議員立ち会いのもとで3.6マイクロシーベルトを超える線量が測定されております。当然、議会議員ならばチェック機能を働かせ、少なくとも9月議会においてその対処法を含め質問をすべきでありました。それを「どうしたいのですか」などと聞いてくる、議員の質が疑われても仕方ありません。それどころか、議員が職員と一緒に隠蔽工作をしたと思われても仕方ありません。市の考え方をお尋ねします。

さらに、異常に高い汚染土が、長期間放置されました。いつからいつまでなのか。その量はどのくらいなのか。どこから出てきた残土なのか。放置した担当課と、またそれを指示したのはどこなのか。なぜこういう事態が起きたのか。道路の補修ということで、業務委託をされております。約160万円の費用がかけられております。なぜ道路補修ということになったのか。

また、埋め立てた写真はありますが、これが埋められたものですね、105あるそうです。ということは、フレコンバック1個大体1トンですから、100トン近い量の残土がここに放置をされている。こういう形で放置されたんですね。これを1年以上放置していたわけですから。この近所に食品を加工する工場もあったんです。非常に私は問題であるというふうに思います。埋め立てた写真はありますが、この埋め立てたところは一切何のものなのかと、指示していないんですね。だから、このものは何なのか分からない。この地域はどこなのか分からない。埋めたのがどこなのか分からないようなもの、これは市のほうの情報公開で出た資料であります。こういうことをやっていて、私は市の放射線対策という問題について、非常によくないことだというふうに思うわけでありまして。

そしてまた、道路補修業務内訳書によりますと、ストックヤードでストックしたとあるんですが、聞くところによりますと市内にストックヤードはないと聞いております。もし市内のどこかにこのストックヤードとしてこの汚染土、3.6マイクロシーベルトの土壌が放置されていたとすれば、大きな問題であります。このストックヤードというのは、受けた業者が記入をして書いたものであります。ということは、市が指導してストックヤードというふうにしたのだと思います。この点についてお尋ねをします。

国の対応も問題だと思いますが、市の対応も非常にずさんだったと言わざるを得ません。私が今回このような形で取り上げなければ、闇から闇へと葬られました。そしてまた、これからこのような高い汚染土の土壌も出る可能性はないとは言い切れません。隠蔽工作を含め、市の今後の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、まず特養ホーム「えがお」建設についてお答えいたします。

牛久市遠山町に開設予定の特別養護老人ホームにつきましては、昨年6月に事業者の公募・選定を行い、その後隣接の龍ヶ崎市長山地区の住民との説明会において、進入路、建物の建築位置などを地元住民の意向に沿って、事業者側で設計の変更、進入路の検討を行い、本年5月に長山地区の住民と合意形成に至った次第でございます。また、給排水の協議につきましては、事業者が応募時点で龍ヶ崎市、牛久市及び県南水道企業団との協議をしておりましたが、昨年12月の開発行為事前協議申請受付以降、龍ヶ崎市及び茨城県と排水協議等を行い、龍ヶ崎市の公共下水道を利用する協定を今議会に上程させていただいている次第でございます。

6月末の牛久市及び龍ヶ崎市での議会議決により、県、龍ヶ崎市との放流同意が承認された後に、開発行為が許可されます。その後、造成工事を経て建設工事に着手し、平成26年4月には開設される予定で進んでおります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 私のほうからは、2番目のストックヤード購入についてお答えいたします。

議員質問の土地開発基金により購入した井ノ岡町地内の土地につきましては、道路工事等の公共工事施工の際に発生する残土のストックヤードとして活用すべく準備を進めているところでございます。

なお、この土地に産廃が埋められているとの話を聞いたとのことでございますが、市としては土採取事業の完了後に、現地の測量及び確認を行っておりますが、産廃が埋められているというような形跡は確認されておりませんので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） それでは、利根川議員の3番と4番、これの答弁を行いたいと思います。

まず、3番のU字溝の整備と公共下水道の普及についてでございますが、この御質問につきましてはU字溝の整備と公共下水道の普及についてのお答えをいたします。

まず、U字溝の整備についてでございますが、現在浸水や道路冠水の被害が発生している箇所を優先的に整備を進めているところでございます。

なお、ふたかけにつきましては賛否両論あるところでございますが、危険が伴う必要箇所などを優先的に実施しております。

続きまして、小坂地内の公共下水道につきましては、以前に回答しましたとおり、事業費に伴い受益者負担金が大きくなることから、現在は計画はしてございません。小坂団地地内の岡

見団地につきましては、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえが近年進んでいることから、市としましても合併浄化槽の普及に努めまして、環境の改善と水質浄化を進めてまいりたいと考えております。

また、将来に向けては、小坂団地及び東岡見団地につきましても雨水政策が進み次第、下水道の件につきましても計画を考えていきたいと、このように思っております。

続きまして質問4番、3.5マイクロシーベルトを超える放射能に汚染された残土処理についてということでございますが、奥原町の残土処理につきましては、各行政区からU字溝清掃時に搬出された土砂でございます。東日本大震災後の5月から10月にかけて搬入された土砂でございます、月に土のう袋30袋ほどの搬入がありました。

平成23年11月に放射能を確認した結果、土砂の搬入を停止しまして、フレコンバック約105袋、重さでいくと90トンに詰めかえて、同敷地内に1メートル土かぶりで埋設いたしました。作業報告書には「ストックヤード」と記載されておりますが、一時的な保管場所として土砂などの残土処理として利用したものでございますので、いわゆる茨城県に登録されているストックヤードではございません。

また、業務委託費用につきましては、年間の維持補修業務の一環で作業をしたものでございますから、維持補修費で喜久屋工務店がこれは実施したものでございます。

今後の作業につきましては、U字溝清掃及び道路の堆積した土砂につきまして、降雨時の冠水を排除するため対処してまいりたいと考えております。また、これまでどおり中間処理場への搬出をするなど、安全性も重視し進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 自席でお願いします。

○22番（利根川英雄君） まず「えがお」のほうですが、進入路・排水路は事前協議しているから問題ないと捉えているという答弁をしたんですが、このことについて聞いたんですが、これについて答弁がなかったの。

それと開発基金のほうですが、ストックヤードに地域住民は産廃が埋められているんじゃないかというふうに心配しているということ、市のほうではそういう状況はないと今答弁があったんですが、市民が不安に思っていることを土質調査並びに水質調査をやるべきではないかと質問したんですが、この答弁がありませんでした。

それと、U字溝の整備の問題ですが、側溝整備は22年度から計画的に進めていくという答弁をしております。この点について答弁がありませんでした。

それと、3.5マイクロシーベルトの問題については、まずは質問内容を大分聞いてもらえたんじゃないかと思うんですが、ほとんどについて答弁がされていない。1つはまず隠蔽工作

ですね、この点について。それと特措法との関係ですね、これが一切やられていないんじゃないかという、読んでいないんじゃないかというふうに思うんですが、この点について。それと、いつからいつまでというのがちょっと明確でなかったのもう少し明確に。それから、その量がどのくらいか。そしてまた、どこの残土かということ。そして、放置した担当課はどこなのか。誰の指示でやったのか。また、なぜこういう事態が起きたのかということも答弁ありませんでした。

道路の補修ということですが、どうも見たところ除染というふうに見えなくもない。なぜこういうことをやったのかということ、道路の維持補修ではないでしょう、これは。この点について。それと、看板がないということについては、どういうつもりなのか。また、どこに埋めたかわからないように写真も出されている。

それと、ストックヤードについてはどこなのかということについて、もう少し明確にお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、私のほうから御説明申し上げます。

先ほども、給排水の協議につきましては答弁差し上げましたが、さらにじゃあ細かく答弁させていただきますけれども、牛久市介護保険サービス事業者選定委員会、これが開かれた委員会でございますが、これは認可権者である茨城県の老人福祉施設整備方針及び牛久市の高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づきまして、事業者の事業計画を事前に審査する委員会でございます。審査の結果をもとに市は施設整備に関する意見書を事業者へ交付いたします。事業者は、正式に茨城県に設置要望書を提出することになります。

したがって、審査の基準は市の高齢者福祉計画、介護保険事業計画との整合性、事業者の理念と基本方針、資金計画、事業実績、事業規模、事業予定地の状況等を審査するものでございまして、茨城県の施設整備審査、これは1月に行われておりますけれども、その後知事に2月に答申が出ているようでございますが、その審査の後に行われるいわゆる詳細な調整が必要となる開発行為とか、建築確認の内容まで審査の対象とすることはできません。

なお、御指摘の事前協議というお話がございましたけれども、これは今年の公募の際に事業者から提出されました関係機関等との協議状況書というのがございます。これに、応募時点での協議の進捗状況が記載されております。それをもとに、その状況を答弁したものでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 産廃が埋められているんじゃないかということでございますけれども、ここに平成20年2月14日に完了の届け出がございまして、業者のほうからですね。

それで、2月25日検査を行っております。その際、異常なしということで報告が上がっておりますので、それをもとに先ほど申し上げてございます。

なお、今ストックヤードとしての機能等の準備をしている最中でございますので、その際そのような状況が認められれば、利根川議員おっしゃるようなことも検討してまいりたいと思っております。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） それでは、再度の利根川議員の御質問にお答えしたいと思います。ちょっと順番はばらばらになってしまうんですが、御容赦くださいませ。

まず、道路の補修の内容でございますけれども、これはU字溝清掃なども道路補修事業の一環ということになっておりますので、このような道路補修のところから残土の搬入、残土というか土砂ですね、土砂の搬入自体を基本的に行っております。

また、この土砂の搬入ですけれども、どこから持ってきているのかということでございますが、24年度これの実績を読みますと、まず4月から3月までですけれども、これは各行政区を含みました土砂の量、土のう袋に入れて集めております。これ自体が土のう袋で約4,600袋を集め、中間処理場に持ってきております。また、市の職員による土のうの回収ですね、これについては535袋、これも一度市役所に集積しまして、業者のほうから中間処理場に持ってっております。これについては、マニフェストも提出しております。

また、U字溝の整備ということでございますけれども、東岡見につきましては、優先順位なんですけれども、現在は雨水による浸水・冠水被害等による箇所改修ということで事業が進んでおりまして、24年度につきましては東みどり野団地、東岡見団地、小坂団地地内の冠水箇所改修を実施いたしました。また、25年度につきましても、東みどり野団地、小坂団地の続きと、それと東岡見団地、下根ヶ丘団地の流末等修繕、管路の水路工事を考えてございます。

それと3.5マイクロシーベルトですか、これの土砂ということですが、先ほど答弁でちょっとお話ししたと思うんですが、同敷地内のほかのところにこれをフレコンバックに詰め、通常50センチメートルの土かぶりのところを1メートルの埋め戻しで、105袋90トン埋設しておりました。以上です。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） まず、特養ホーム「えがお」の建設の問題について、事業者から協議状況書というものを出させたということでありますが、それを個人情報にも当たらないでしょうから資料として提出していただきたい、この点についてはどうなのかお尋ねをいたしま

す。

それと、この時期に公募したものはちょっとインターネットでは取れなかったのですが、それ以後のものを取って見たんですが、この中で「事業実施の条件など」と書いて、2つ目に「敷地について」、「公道幅員4メートル以上に取付道路として確保できること。排水先が確保されていること」、放流先の同意等ですね。「また、事業計画について建設予定地の地区代表者、自治会など、及び隣接地権者に対し十分な説明を行っていること、また行う予定があるということ」、これがことしの1月に締め切られた地域密着型サービスの公募ですね。

次に、現在公募されている、今月の14日まで公募、締め切りが14日になっているんですが、その「事業実施の条件など」というところに「敷地について」、これについてはちょっと大分ふえているようですが、ただほかのほうについてはほとんど変わっていないですね。「公道幅員が4メートル以上、取付道路、そして排水先、そしてまた建設予定地の地域代表者、自治会等の同意」ということが書かれております。これは、現在募集しているところですね。聞くところによると、何かもう決まっているなんていうような話もあるようですが、まだ締め切っていないのに決まるわけないですね。

そんなことも含めて、じゃあこういう形で当然先ほど部長が答弁した協議状況書というものが提出されているはずですね。これをもとに選考委員会ですか、私は何度か名ばかり委員会というふうに言っているんですが、じゃあその選考委員会でこの項目について当然検討しましたよね、条件で。この検討状況、副市長が委員長であるようですから、この点についてお尋ねをします。

それと、部長のほうにはその協議書の提出と、さらにはこの事業実施の条件等で提出をさせたものについて、当然見ているわけです。特に排水ですよ。龍ヶ崎市役所なんて、ほとんど関係ないですよ。工事も何もかも全部事業者がもって、龍ヶ崎は「いいよ」と言えばそこに流れてきて、下水道料金をもらえるわけです。龍ヶ崎としては、何の不便もない問題が、なぜこんなに長くなっているのか。そしてまた、龍ヶ崎の副市長は「住民が同意しなければ、排水は認めない」とまで言っているんですよ。明らかに、先ほど部長が言った協議状況書、排水の問題について龍ヶ崎市の許可があるかどうかというのは、当然わかるわけでしょう。それが今回議案として出ているわけですよ。公の施設が他の自治体にまたがってやるときには、これは両方の議会の議決がなければできないんですよ。

そういうことも全てわかっていて、問題がないというふうに捉えていると。そしてまた、その選考委員会でもこういったことは一切議論されていないんですか。龍ヶ崎市のほうでは、9月議会に出そうかと言っているところを、県のほうから「なるべく早く出せ」と言われて、龍ヶ崎市では長山地区の自治会長から5月11日に「了解しました」という文書を、龍ヶ崎市長

に渡しているわけです。そして議案として出そうとしたのは、5月13日です。こういった形で誠意を見せているにもかかわらず、「問題がないと捉えている」というような答弁というのは、私は全く信頼できません。

先ほど言った問題についてどのように議論し、審議されたのか。特に、排水先の問題ですね。さらに、取付道路です。取付道路が5月11日ですよ、ここに書いてあるでしょう、「確保できること」と。確保できていなかったでしょう、あなたが答弁したときは。そんなようないいかげんな答弁をして、私はそれで問責決議案を受けて、通っちゃったんですよ。非常に不名誉なことをやられたわけです。30年も議員をやっていて、「住民に迷惑かけて、何だ」という。それどころか、あなたの答弁していることのほうが、よっぽどおかしいんじゃないですか。じゃあこうやって公募で出しているということは、ただ単に羅列しただけで、こんなことに関しては一切検討もしない、協議しないでやられたということ、だから名ばかりじゃないかなというふうに私は言っているわけですが。ちょっと、そういう点について再度答弁をお願いいたします。

この取付道路の図面をもらいました。これが図面ですよ。こちらが龍ヶ崎のニュータウン。これが取付道路、この取付道路は住民の同意がまだ得られないので、用地買収できないと。しかし、この取付道路については、努力して取付道路をつくるようにすることを「えがお」のほうから自治会に連絡があったということで同意したわけでありまして。市のほうとして、この取付道路を確実につくるために今後どうするのかと1回目質問したんですが、これ答弁ないんですよ。聞いていないと言うのかもわからないですけども、この点について。市長は、余りぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃそこでやじっているんじゃないですよ。黙って聞いていなさいよ、あなた。

○議長（山越 守君） 静粛をお願いします。

○22番（利根川英雄君） 静粛は、あっちでしょう。

○議長（山越 守君） 御両者に申し上げます。

○22番（利根川英雄君） だんだん本音のことを言われると、頭に来るんだね。ちゃんと私は調べて、全部もらって質問しているわけですから、そういった点を御理解をいただいて。

続きまして、開発基金よるストックヤードの問題ですね。今部長の答弁ですと、検査をしたということなんですが、その検査が何の検査だかよくわからないんですね。検査で書類が出ていけば、当然明らかにしてもらいたい。住民が不安に思っているわけですから、その点について検査資料、これを提出していただきたい。これがストックヤードですね。

なぜこういう話をするかという、余りにも土地が安過ぎるんですね。安いから市が買ったというのも十分わかります。それで、ストックヤードにするということもわかります。

議長、ちょっと市長に静粛にするように言ってくださいよ。

この点について、産廃が埋められたということを払拭するには、その検査資料を出していただく以外にないというふうに思いますので、その点について再度お尋ねします。

それと、U字溝の整備と公共下水道の普及の問題ですね。これは、受益者負担金等の問題で、小坂団地もなかなか高齢化してきて、それを負担するのも大変だという声も私どもは聞いておりますが、しかしまだ公共下水道の普及をしてもらいたいという意見は非常に多くあります。ただ、市長が一生懸命今やられている雨水対策ですね、これも本当に緊急の問題であり、焦眉の課題であり、大変な問題だというのは私のほうも理解をしております。それが多少おくれるということになるんだろうというふうには思いますが、その答弁の中でU字溝の整備について22年度から計画的に行っていくという答弁をしたわけですよ。それが今の答弁の中では、ちょっとどうもそういうふう聞こえないんですね。

じゃあ、実際に22年度から実施するような計画というものがつくられたのかどうか。つくられていないんじゃないかなというふうには私はちょっと勘ぐるわけですね、私勘ぐるのが大好きなもので。この22年度からのU字溝の整備計画があるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

それと、3.5マイクロシーベルトの問題ですね。これは、担当課としては答えられないと思います、隠蔽工作があったのかどうか。ただ、一連の流れを見ていると、私はそう見ざるを得ないですよ。議員がかかわって、その線量をはかるところに同席までして、そしてそれから半年くらい先に埋め立てをしたわけですね。今の答弁でいきますと、23年の1月に担当課で線量をはかっていると。それで、市民から訴えられてはかったのが、24年の7月。23年の1月に担当課ではかったときにも、3.6以上のマイクロシーベルトの線量はあったと。それを約8カ月ですね、11、12、1、2、3、4……、8カ月から9カ月ですよ。自分たちではかって線量が高いのをわかっていて、それでなおかつ8カ月以上も放置しておくこと自体、それはもう信じられないですよ。

先ほども言いました放射性物質汚染対処特措法、この中に明確に書かれています。土壌等の除染等の措置に関する基本的事項、道路・側溝などの清掃を行うことができる。「追加被曝線量が比較的高い地域については、必要に応じ表土の削り取り、建物の洗浄、道路・側溝等の清掃を行うことが適当」と、この特措法に書いてあるんです。

今の部長の答弁ですと、この道路の側溝等の清掃を行ったわけですよ。担当課に聞きますと、「これは除染じゃない、単なる掃除だ」というふうに言うんですが、しかし11月にはかったときには、3.6マイクロシーベルト以上超えているのは、もうわかっているわけですよ。それが市民に言われるまで対処しない、それどころかはかってから1年たってから埋めているんで

す。それも、このような形で埋め戻すということは、汚染された土壌を埋めたということにほかならないですよ。

だから、私は3月議会で前年度の補正予算で、これがこういう形で使われたんじゃないかと言いましたが、答弁がなかった。それで先ほども言いましたが、環境経済部次長が答弁していましたが、全く関係ないですよ、やっているのはもう建設部なわけですから。このようなことを考えてみますと、私のほうとしては知られてはまずいことをやっているというふうにしかならないんです。この点について、はっきりと隠蔽工作はあったのか、ないのか。この問題について聞くのと、あと今後の問題について明確な答弁はありませんでした。これについて、どうなのか。

それと、今後の問題ですね。ストックヤードの問題、線量が高いところが出てくる可能性はあると思います。そういった場合についての問題について、どういう形で一時置き場に置き、そして対処するのかというところですね。

それと、時期についてもちょっと確認したいんですが、23年の5月から11月というふうに、線量が高いから中止したというふうに、ですから半年程度というふうに私のほうではちょっと理解したんですが、もう一度確認をしたい。いつからいつまでなのかということ、そしてこの量は先ほど105袋ですか、大体90トンから100トンくらいのものが埋められたということなんですが、地域的にはどうかかわからないような、各行政区から出たというふうに言うておりましたが、いってみればどこから出たのかというのが明確にならないというふうに、私のほうでは受け取りました。

放置した担当課ですね、これもちょっと答弁がなかったんですが。そしてまた、どういう形で指示をしたのかということも、そして23年11月に線量をはかったときにそのような高い値が出たにもかかわらず放置していたということですね、この点について再度お尋ねをいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 副市長野口 憲君。

○副市長（野口 憲君） 利根川議員の再質問にお答えいたします。

先ほども清水部長のほうからお答えしましたように、この事業者の選定委員会の議事につきましては高齢者福祉計画、さらに介護保険事業計画との整合、事業者の理念と基本方針、資金計画、さらには事業実績、また事業規模、事業予定地の状況などを審査するものでございます。したがって、詳細な調整が必要となる開発行為や建築確認の内容まで踏み込んでいるものではございません。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、再度の御質問にお答えいたします。

関係機関との協議状況書というのは、当然公募のとき提出されている書類でございますので、情報公開の制度にのっとり、あるものですから提出できるというふうに考えております。

それと、ただいま副市長が答弁申し上げましたように、当時問題ないと捉えたという私の答弁をおっしゃっておりますが、先ほど私が答弁申し上げましたし、ただいま副市長も答弁申し上げましたが、全ての公募の方たちが開発行為の協議や建築確認の協議まで全て終わってから公募をするということは、当然それなりの経費もかかりますし、そういう意味で審査会はその事前の審査、先ほど利根川議員がおっしゃったように接道は確保されているのか、敷地はおおむねこのくらいなのか、そういったところを事前に審査して、そこで問題がないということで私は答弁申し上げたつもりでございます。

この建てる施設が特別養護老人ホームでございますので、決して迷惑な施設でも何でもございません。それなりの手続をちゃんと踏めば建設できる必要な施設でございますので、それぞれ公募の際に各市役所、あるいは県南水道と事前に「ここにこういうものを建てた場合はどうでしょう」というような事前協議を進めているという意味で申し上げたわけでございまして、先ほど申し上げましたようにここで全てが終わっているからそれで問題ないという、そういう意味にまでは私も捉えて答弁はしてございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） それでは、再度の利根川議員の御質問にお答えいたします。

U字溝対策につきまして、22年度から計画を行っているということが具体的にわからないということでございますけれども、この事業につきましては旧まちづくり交付金の「水とみどりの里山地区」という整備計画をもとに、平成22年度から平成26年度にわたりU字溝の整備を計画的に盛り込み、整備しているところでございます。場所につきましては、みどり野、東みどり野、東岡見、小坂団地等の主に4カ所、そのほかにもあるんですけれども、主にそのところを整備してまいりました。

また放置した理由と、どこから出たものなのかということでございますけれども、これは行政区のほうから出たもの、これはごみ袋なり土のう袋なりこちらのほうで回収したものですけれども、小坂団地、第八岡見、上池台、下根ヶ丘、モデル東宝、かわはら台、多くはここから出たものでございまして、先ほども申し上げたとおり約4,600袋ほどございました。

また、U字溝のふたをかぶっているところの清掃、これにつきましては、これも4月から3月まで機械による清掃を第8東宝、南2丁目、東獺穴、また栄町とか、これは牛久市全体においてとり行っておりました。

それと、隠蔽したのではないかというような御質問でございますが、これは23年5月から

土砂搬入を開始しまして、23年の11月これに放射線量を確認したところ3.5ということでありましたので、土砂搬入を停止しました。それから、その作業等も入りまして、放射線量の確認を1月にしまして、翌年の7月19日にも、これも利根川議員おっしゃるとおり議員さん立ち会いのもとで作業の確認をいたしました。また24年の10月、これには奥原地区との協議で、放射能汚染等の把握と土砂の取り扱いについて、国の方針による埋設管理で保管をするという承諾を得て、11月に埋設をしたというような運びになっております。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） まずストックヤード、井ノ岡の土地につきましますが、価格が安いのではないかとごさいます、これは鑑定を受けての価格でございます。それ以下だったと思います。この土地は、経緯を申し上げれば地権者さんが産廃業者がたびたびお伺いして「土地を売ってくれ」というお話なので、「どうにかこれは、そういうことをやられては周辺に迷惑をかけるから、市で引き取ってくれないか」という買い取り申し入れがありました。

それにつきまして、市としましては現在ストックヤードということでごさいますけれども、先ほど利根川議員がおっしゃいましたように現在牛久市に公共工事のストックヤード等がございませぬので、守谷とか下妻とか、そちらに搬入しているのが現状でございます。したがって、運賃も相当な額になっておりまして、牛久市内にそういうものが整備できればということで、内部で検討しました結果「じゃあ、そこを買い取ろう。価格も非常に他の地区に比べれば安い」ということで購入し、今ストックヤードとして整備すべく進めているところでございませぬ。

それと小坂団地、ちょっと訂正させていただきますけれども、小坂団地・東岡見につきましては西部地区でございませぬ。その補助金でやってございませぬ。それで21年度に、私が課長のときですけれども、現地調査、測量等をさせていただきますまして、基本計画をつくりました。しかしながら、小坂団地につきましても東岡見にしましても、排水の悪いところですね。たわんでいたり、壊れていたり、そういうところがございませぬので、まず計画というよりはそういう危険箇所、排水不良箇所から整備をしたところでございませぬ。

あと、さっきの「えがお」の件なんです、これは設計会社から以前議会のほうでうちの課長が龍ヶ崎市役所に問い合わせたということがありませぬけれども、これは設計会社さんのほうから「あの地区で事業をやる場合、排水はどうなるんですか」という問いかけがありまして、いずれにしても雨水にしても龍ヶ崎さんのお世話になるしかないという判断で、当時の課長が「どうなんですか」ということで問い合わせをしまして、「所定の手続を取っていただければ、大丈夫でしょう」と。これは、県のほうにも確認してございませぬ。

あと、隠蔽工作というお話でございましたが、次長のほうから24年の10月に埋めたよという話なんです、これは23年11月に私どものほうではからせていただきました。そうしたら非常に高かったということで、23年の12月に30袋、これは小学校とかでやったのと同じ方法でフレコンバックに入れて地中で保管しようということで、まず30袋やっております。その後、やはりその後も行政区等から引き取ってほしいということであったんで、やはりあそこへ運んでおくしかないということで、その期間半年間あったのでこれは大変申しわけないと思いますけれども、数量集まってからやろうという安易な考えがあったことは確かでございます。そのために半年間ちょっと放置したわけじゃないですけれども、その間その用地にバリケードというか入口をつくりまして、そこを施錠しまして立入禁止ということで管理しておりました。その施錠したところにつきましては、放射線量はちょっと手元にはないのですが非常に低かったということで、立入禁止しておけば大丈夫だということで、数量がたまってもう一度埋めよう、保管しようということでやっていたことは確かでございます。隠蔽ということとは考えておりません。

○議長（山越 守君） どうぞ。

○22番（利根川英雄君） ホームページに出ている「事業者を公募します」、先ほども質問の中で言いましたが、「敷地の中に排水が確保されていること（放流先の同意など）」と書いてあります。先ほどの答弁からいきますと、給水だけですよね、県南水道とやったとか何とか。龍ヶ崎市では全然聞いていないし、龍ヶ崎の市役所の副市長まで「住民が同意しなければ、放流は認めない」と言っている。これ、何でこんなことを書くんですか、「放流先の同意」って。私はこのことについて質問したんですが、全く答弁がないんですよ。名ばかり委員長のほうに、これは「放流先の同意」というのは全く、私は開発行為とか何とかって聞いていないですよ、これ。あなた方が出している文書ですよ。これについて聞いているんです。これの答弁がなかったんで、この点についてお伺いします。

それと、あとストックヤードですが、土壌検査等をしたというふうにさっき答弁したんですよ。そのときその検査、何の検査をしたのか、この資料を提出してほしいということを行ったんですが、この答弁がないということです。

それと、3.5マイクロシーベルトのほうについては、環境省の放射性物質汚染対処特措法というものは、担当課のほうではちゃんと熟知するほど読んでいるのかどうか。これ「読んだのか」というふうに聞いたんですが、ちょっと質問の仕方が中途半端だったのかもわかりませんが、「読んだのか」ということ、この点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 申しわけございませんでした。資料がここにありますので、提

出したいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、申し上げます。まず、基本は県のほうの特別養護老人ホームの手引にございます。その手引で何と言っているかと申しますと、「排水処理を初めとした施設整備に関する所要の事項について、周辺住民の同意が得られる見通しがあること」というような書き方でございます。これを受けて、市のほうの要項の中では「排水先が確保されていること（放流先の同意等）」ということで、「同意」はこれは当然今の議会でも出して結果的には得られるということですが、そういう「得られる」、先ほど申し上げましたようにこの施設は必要な施設でございますから、ちゃんと協議をすれば放流先等は認められるわけですよ。ですから、そういうふうに記載してあるということでございますので。

○議長（山越 守君） もう1点あったと思うんですが、特措法云々。市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 地の声でございます。天の声なんてありません。

今利根川議員、いろいろやりとりを黙って聞いていますと、事前協議というのは建築許可を取るための事前協議というのが、通常いわゆる本来家を建てる時の事前協議であります。それとは違う、事前協議という言葉は同じでしょうけれども、いわゆる特別養護老人ホームとして申請するためのその事前協議ですよ。これは、建築確認を取るための事前協議じゃありません。それを一緒にして、どうだこうだと言っているのは、問題だと思えますよ。排水同意云々ということ自体までは、要は開発行為の事前協議じゃありませんから、必要ないということを担当は言っております。だから、事前協議は2つあると言っているんでしょう。それを、利根川議員がただ勘違いしているだけでしょうよ。話になりません、終わりにします。

○議長（山越 守君） よろしいですか。これをもって一般質問を終結いたします。

○2番（利根川英雄君） まだ終わってないだろう、特措法。放射性物質汚染対処特措法というのが、担当課のほうで読んでいるのか。土壌処理の問題がちゃんと書いてあるんですよ。読んでいるか読んでいないか。

○議長（山越 守君） どなたですか。建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） あそこに運び込まれた行政区から、高いというのがわかった時点で、これは放射能対策課、そのものは私は読んでいません。しかし、放射能対策課にどのような処理をしたらいいかということで相談を持ちかけて、じゃあ先ほど申し上げましたように保育所とか学校の土壌を保管する方法、地中で保管する方法をとったほうがいいんじゃないかということで、フレコンバックに土のう袋、行政区から上がってきた土のう袋を入れて、埋設、保管ということにしたわけでございます。

○議長（山越 守君） これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時05分散会